

農林水産省生物多様性戦略 (案)

平成 1 9 年 7 月 6 日決定
平成 2 4 年 2 月 2 日改定
令和 年 月 日改定

農林水産省

目次

I. まえがき

II. 現状と課題

(1) 農林水産業の基盤となる生物多様性の重要性

(2) 生物多様性の現状

(世界における生物多様性の現状)

(我が国の生物多様性の現状)

(3) 生物多様性や生態系サービスを育む農山漁村の重要性と課題

(4) 農林水産業による正の影響と負の影響

(農林水産業による正の影響)

(農林水産業による負の影響)

(5) サプライチェーン全体における生物多様性の課題

III. 2030 ビジョンと基本方針

1. 2030 ビジョン

2. 基本方針

(1) 農山漁村における生物多様性と生態系サービスを保全・再生する

(2) サプライチェーン全体で取り組む

(3) 生物多様性への理解と行動変容を促進する

(4) 政策手法をグリーン化する

(5) 農林水産業を通じて地球環境の保全へ貢献する

(6) 実施体制の強化

IV. テーマ別方針

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

1) 農業

①生物多様性保全をより重視した農業生産の推進

(化学農薬のリスク低減等)

(化学肥料の低減や有機物の循環利用)

(有機農業等の環境負荷の軽減を重視した農業の推進)

②生物多様性保全をより重視した農業生産技術の開発・普及

(農薬・肥料等による環境負荷を軽減する技術の開発・普及)

(生産力向上と土壌微生物相の保全を両立する土づくりの推進)

③水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進

④生物多様性保全をより重視した畜産業の推進

(国産飼料の増産・利用のための体制整備)

(家畜排せつ物の利活用の推進)

(草地の整備・保全・利用の推進)

⑤都市農業の推進

2) 森林・林業

①森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全

(多様で健全な森林の整備)

(天然林や希少野生生物への対応)

(国有林野における広範囲できめ細かな森林生態系ネットワークの保護・管理)

(保安林による森林の公益的機能の発揮)

(森林所有者に対する森林管理の働きかけ)

②生物多様性に配慮した林業と国内森林資源の活用を通じた貢献

(森林施業における生物多様性への配慮)

(国内の森林資源の持続的な有効活用)

3) 水産業

①海洋環境の保全・再生の推進

(藻場・干潟を含む漁場環境の保全・再生)

(海洋プラスチックごみの対策の推進)

②生物多様性に配慮した海岸環境・漁港漁場の整備の推進

③水産資源管理の一層の推進

(新たな資源管理システムの推進)

(国際的な資源管理)

(実効ある資源管理のための取組)

④生物多様性に配慮した漁業の推進

⑤海洋保護区の設定・運用

⑥生物多様性に配慮した資源増殖、持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進

(生物多様性に配慮した資源増殖施策の推進)

(漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産の推進)

(内水面の保全の推進)

4) 野生生物による農林水産業への被害と防止対策

①鳥獣被害の軽減及び里地里山の整備・保全の推進

②野生鳥獣による森林被害対策の推進

③野生生物による漁業被害防止対策の推進

④外来生物の定着等の防止

(外来生物法等に基づく外来生物対策)

(農業、林業への被害等の防止)

(水産業への被害等の防止)

(我が国への侵入防止)

(農林水産業に利用されている外来生物の定着等の防止)

(2) 生産現場の取組を後押ししてサプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

1) 生物多様性に配慮した調達、流通、消費及び資源循環の構築

(農林水産業・食品産業におけるプラスチック資源循環)

(森林の有する多面的機能に配慮した木材等の流通の促進)

(生物多様性の保全に取り組む生産者からの優先調達を支援する認証制度等)

(事業系食品ロス削減に向けた取組)

2) 生物多様性への理解の醸成と行動変容の促進

(環境保全型農業に対する理解等の促進)

(食育や農林漁業体験の推進)

(持続可能な生産消費の促進)

(農業・農村の役割に対する理解等の促進)

(鳥獣被害対策の理解促進)

(国民参加の森林づくり等の推進)

(内水面漁場・生態系の保全に対する理解促進)

(金融の役割)

2. 農林水産空間の保全・利用を推進する

(1) 農林水産空間の保全・利用を担う人材の確保と育成

(農村地域における対策)

(山村地域における対策)

(漁村地域における対策)

(2) 農林水産空間の保全・利用の推進

(農山漁村の活性化に向けた対策)

(里山林の継続的利用に向けた対策)

(漁村環境の保全・利用の推進)

(3) 森里川海を通じた生物多様性保全の推進

(田園地域における生物多様性の推進)

(都市部周辺における生物多様性の推進)

(森里川海の一体となった生物多様性の推進)

(4) 生態系を活用した防災・減災の推進

3. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

(1) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

(2) 遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保

4. 農林水産分野における地球環境保全への貢献

(1) 複数の地球環境課題の同時解決を目指す

(2) 気候変動と生物多様性

(3) 世界の森林生態系保全・再生への貢献

5. 農林水産分野の生物多様性と保全・再生の取組を評価し活用する

(1) 農林水産空間の生物多様性にかかる調査・研究

(農業生態系の生物多様性にかかる取組の推進)

(森林生態系の生物多様性にかかる取組の推進)

(海洋生態系の生物多様性にかかる取組の推進)

(2) 農林水産分野における生物多様性保全・再生の取組の見える化

(サプライチェーンをつなぐ見える化の推進)

(生きものブランドと生物多様性)

(3) 金融やビジネスが活用できる生物多様性データ提供の検討

V. 実施体制の強化

VI. 関連施策一覧

VII. 用語集

I. まえがき

経済発展や技術開発により、人間の生活は物質的に豊かで便利になった。一方で、地球規模での生物多様性の損失は前例のない速さで進行しており、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は、限界に達しつつある。

また、グローバル化の進展によるヒト、モノの往来が頻繁になる中で、豚熱等の家畜伝染病や侵略的外来種による被害が拡大している。さらには土地利用の変化、農業の拡大、野生生物の取引と消費等による持続不可能な環境の搾取が進んだ。さらに、大きな社会問題となった新型コロナウイルス感染症等の動物由来感染症が発生し、驚くほどの速さで世界中に感染拡大した。21 世紀にあたり、人類はこれらの脅威を正しく認識する必要がある。

我が国の農林水産業は、農山漁村人口の著しい高齢化・減少等による農林水産業の担い手不足と、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しており、このことによって農林水産業の生産基盤が損なわれることが懸念されている。既に一部の地域では、農林水産業や集落の衰退が現実のものとなっている。

また、気候変動は重大な脅威であり、近年の大規模災害の発生、気温の上昇等による生育障害、品質低下等の被害が、我が国の豊かな生物多様性だけでなく、食料生産や農林水産業の現場に深刻な影響を及ぼしている。従って、このような気候変動による被害を最小限にとどめるとともに、環境、社会、経済に便益をもたらすような、強くてもしなやかな食料システムを構築することが必要である。

我が国は亜熱帯から亜寒帯までの広い気候帯に属しており、それぞれの地域で、それぞれの気候風土に適応した多様な農林水産業が発展し、地域ごとに独自の豊かな生物多様性が育まれている。農林水産業は地球と人をつなぎ、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動である。人間による農林水産業の営みは、人々にとって身近な自然環境を形成し、多様な生物種の生息・生育に重要な役割を果たしてきた。

一方で、農林水産業は、気候の安定、水の浄化、受粉、天敵、土壌形成、光合成や栄養循環などの生物多様性から得られる様々な生態系サービスに支えられてきた。また、今日我々が利用する様々な作物は、生物の遺伝的な多様性を利用し改良を重ねて得られたものである。さらには、農林水産業と生物多様性の連関が農山漁村の文化や景観に大きく関与し、農山漁村に活力を与え、地域経済の発展や健康的でゆとりある豊かな生活の基盤となっている。

平成 22（2010）年 10 月には、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が我が国で開催され、生物多様性保全に関する 2010 年以降の新たな世界目標となる戦略計画 2011-2020 及び愛知目標や、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」が採択される等、農業の生物多様性に関する多くの重要な決定がされた。

また、COP10 に先立つカルタヘナ議定書第 5 回締約国会合（MOP5）では、「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択された。さらに、我が国の提案により、2011 年から 2020 年を「国連生物多様性の 10 年」とすることが平成 22（2010）年 12 月に国連総会において採択された。

平成 27（2015）年 9 月には、国連サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs）が採択された。その後、自然資本に関わる目標が他の全ての目標の土台になるとの考え方が示され、自然資本を生み出す生物多様性の価値が広く認識されることとなった。

令和元（2019）年 5 月に公表された IPBES 地球規模評価報告書においては、「自然がもたらすものは世界的に劣化し、自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は過去 50 年間に加速している。このま

までは、生物多様性保全と持続可能な利用に関する国際的な目標は達成できず、目標達成に向けては（間接要因に働きかける）横断的な「社会変革（transformative change）が必要である」と指摘された。

令和 2（2020）年 9 月には、生物多様性条約事務局より「地球規模生物多様性概況第 5 版（GB05）」が公表されたが、ほとんどの愛知目標について進捗が見られたものの、20 個の個別目標で完全に達成できたものではなく、2050 年ビジョン「自然との共生」の達成のためには、生物多様性の保全・再生に関する取組のあらゆるレベルへの拡大、生物多様性損失要因への対応、生産・消費の変革等の様々な分野での行動を連携させていくことが必要と指摘された。

令和 4（2022）年には、COP15 において、生物多様性の損失を逆転させ、気候変動を抑制するとともに適応能力を高め、同時に複数の課題に対処するため、ポスト 2020 生物多様性枠組が決定される予定となっている。

※戦略の決定時には、最後の部分は「生物多様性枠組が決定されたところ。」と修正予定

国内においては、「生物多様性基本法」（平成 20 年法律第 58 号）や「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（平成 22 年法律第 72 号）等関連する法律の制定・改正が行われるとともに、令和 4（2022）年にはポスト 2020 生物多様性枠組を踏まえた、生物多様性国家戦略の改定が予定されている。

農林水産省は、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するため、平成 19（2007）年 7 月に農林水産省生物多様性戦略を策定した。その後、生物多様性に関する関心の高まりや、東日本大震災等からの持続可能な農林水産業の復興を図るため、平成 24（2012）年 2 月に同戦略を改定した。

また、農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムを構築するため、令和 3（2021）年 5 月に「みどりの食料システム戦略」を策定した。同戦略は、2050 年のカーボンニュートラルの実現と生物多様性の保全・再生への貢献を含め、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現していくこととしている。

この度、上述のような国内外の生物多様性をめぐる状況を踏まえ、農林水産業における生物多様性の主流化（生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が、国、地方自治体、事業者、NPO・NGO、国民などの様々な主体に広く認識され、それぞれの行動に反映されること）を促進し、ESG 投資の拡大や生態系サービスの可視化を図り、我が国の農林水産業の伝統的な知恵を活かしつつ、新たな技術体系の確立と更なるイノベーションの創造等により、農林水産業の生産力向上と持続可能性の両立を目指すこととし、農林水産省生物多様性戦略（以下「本戦略」という。）を改定するものである。

なお、本戦略では、おおむね今後 10 年間を見通した上での我が国の農林水産業における生物多様性に関する課題や施策の方向性を明らかにするとともに、今後 5 年間程度における具体的な施策を示し、今後必要に応じて見直しを行うこととする。

Ⅱ．現状と課題

（１）農林水産業の基盤となる生物多様性の重要性

毎日食べている米や野菜、魚、肉、生活している家の木材、衣服を始め様々な日用品の素材となる繊維等、私たちは暮らしに必要不可欠なものを、農地、森林、海洋などから得ている。また、多くの産業は生物多様性を始めとした自然資源に依拠した上で成立しており、例えば、世界経済フォーラムでは、世界の全 GDP の半分以上は自然がもたらす恩恵の上に成り立っていると試算している。

とりわけ、農林水産業は、自然と対立するのではなく、順応する形で働きかけ、上手に利用し、物質の循環を促進することによって、その恵みを享受する生産活動であり、生物多様性が健全に維持されることにより成り立つものである。

農林水産業の基盤となる作物や家畜は、生物多様性に育まれた多様な特徴を持つ種を改良して生み出され、農林水産物の安定的な生産を可能としてきた。また、土壌や水循環など、農林水産業に必要不可欠である生態系サービスは、多様な生態系やそこに生きる多様な生き物に支えられている。また、生態系サービスの中には、病虫害の天敵や花粉媒介者、有機物の分解者として、農林水産業に対して直接的に利益をもたらす例もある。

さらに、私たちの暮らしを振り返ってみると、春の山菜採りや初夏の新緑、秋の紅葉やきのこ狩り等に季節を感じ、豊かな食生活を送ることができるのも、生物多様性の恩恵を受けている結果であると言える。

また、生物多様性の保全・再生は、気候変動対策とも強い関係性を持っている。例えば、GB05において、パリ協定の目標達成に必要な温室効果ガス排出量の純削減量のうち約3分の1は、自然を活用した解決策によってもたらされる可能性がある」と指摘されている。また、SDGsには愛知目標の内容が多岐に渡って反映されており、海洋・海洋資源の保全（目標14）及び持続可能な森林経営（目標15）のみならず、食料安全保障の実現（目標2）や安全な水の供給（目標6）の達成にとっても重要な要素となっている。

（2）生物多様性の現状

（世界における生物多様性の現状）

GB05では、世界全体の生物多様性はこれまでにない速さで失われており、この損失を推し進める圧力も強くなっていると指摘されている。生物多様性の損失要因が劇的に低減されなければ、約4分の1（23.7%）の種、全体では100万種が絶滅の危機にさらされることが見込まれ、野生動物の個体数についても、1970年以降3分の2以上減少し、2010年以降も減少し続けている。加えて、6万種の樹木が生育し、両生類の80%、鳥類の75%、そして哺乳類の68%の生息地となっている森林については、減少スピードが鈍化しているものの、毎年約1千万haが他の用途へと転換されている。

こうした生物多様性にかかる世界規模の動向は、食料の安定供給や農林水産業にも大きな影響を与えることが想定されている。例えば、ハナバチに代表される花粉媒介者に依存する作物は、世界の作物生産量の35%を占めており、直接的な影響を受けている作物に限っても、市場価値に換算して年間2,350億ドル～5,770億ドル（2015年時点の米ドル換算）に及ぶと推計されている。また、これらの作物には、果物、野菜、種子、ナッツ類、油料作物などが含まれており、人が摂取する微量栄養素、ビタミン類、ミネラル類の大部分を供給している。

また、漁船漁業生産量は、1980年代後半以降は横ばい傾向となっているものの、海洋漁業資源の3分の1は乱獲状態にあるとの指摘もあり、気候変動による漁場の変化等とも相まって、将来的な漁獲量への影響も懸念されている。

（我が国の生物多様性の現状）

我が国は、南北に長く、森林限界に至る高山帯も存在するなど多様な気候帯に属するとともに、四季の変化や周囲を取り巻く海洋、67%にも及ぶ森林率、水田により湿地の生態系が維持されていることな

どにより、その面積に比して、生息する動物や植物の種類が豊富な国土を有している。また、人口増加を背景とした世界的な動向とは異なり、我が国は、超高齢・人口減少社会を迎えていることなどから、生物多様性に関しても独自の問題点を抱えている。

里山・里海に代表されるように、我が国においては、農林水産業を通じた二次的自然が、多様な生物を育んできた歴史を持つ。しかしながら近年においては、高齢化に伴う担い手不足などにより、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林なども見られ、これまで人の手により培われてきた多様な生息環境が失われる例も見られる。こうした、里地里山の管理・利用などの自然に対する働きかけが少なくなることと比例して、イノシシやシカなど大型ほ乳類の個体数の増加も見られ、人の暮らしや農作物等に対する鳥獣被害も深刻化している。また、アライグマなど国内における分布拡大の抑止が困難な侵略的外来種がいることに加え、経済・社会のグローバル化に伴い、ヒアリやクビアカツヤカミキリなどの侵略的外来種が海外から非意図的に侵入する事例が見られる。

さらに、我が国は比較的温暖・多雨・多湿な気候から病害虫や雑草が発生しやすく、農業分野においては、病害虫の防除や除草などに係る手間が大きいことが、我が国の特徴の一つとして挙げられることも多い。多様な生物の生息環境を守ることに加え、生き物たちと共生しつつ、人の暮らしや生業を成り立たせていくための知恵や技術革新等も必要とされる状況である。

（３）生物多様性や生態系サービスを育む農山漁村の重要性と課題

我が国の農山漁村は、生物多様性を育むことを通して、食料のみならず、水や繊維、木材などといった生活必需品を供給するとともに、レクリエーションや芸術を生み出す場など、精神的・文化的な豊かさを人々に提供してきた。また、森林の適切な整備は、生物多様性の維持・保全とともに、気候変動の緩和や治水機能、水質の浄化など、私たちの日々の安全な暮らしを支えている。

農山漁村は、地域特有の景観や自然環境を形成するとともに、文化面、防災・減災面などの生態系サービスを育むゆりかごの役割を担ってきた。一方で、我が国の農山漁村は、過疎化、担い手の減少などの課題に直面している。農林水産政策研究所の分析によると、農業集落のうち、集落の存続が危惧される存続危惧集落は、平成 27（2015）年の 2 千集落から令和 27（2045）年には 1 万集落へと 4 倍以上に増加すると予測されており、これら集落の 9 割が中山間地域に所在する集落であるとされている。

農林水産業の持続可能性を確保し、生物多様性の保全・再生やそれに伴う多面的な機能を発揮していくためには、農山漁村の活性化が不可欠であり、そのためには農林水産業の担い手確保に加え、多様な働き方の推進や関係人口の拡大、新技術・サービスの活用など、考えうる様々な取組を総動員することが必要である。加えて、大規模経営だけでなく、中山間地域における主な担い手である小規模経営や兼業を含む多様な経営形態を維持することも、生物多様性保全・再生の観点から重要となる。

また、上述のように、農山漁村が育む水源涵養や土壌流出防止などの生態系サービスは、暴風雨や洪水など自然災害によるリスクを軽減するといった機能を持ち、国土保全や防災・減災の上で重要な役割を担っている。さらには、暮らしに必要な水・エネルギーの提供に加え、憩いの場や文化の創出など文化的な価値も有している。持続可能な農林水産業や農山漁村を維持・創出していくことは、安全・安心で豊かさを実感することのできる未来をつくる上で必要不可欠であり、その重要性について、国民全体の共通認識を醸成していくことが必要である。

（４）農林水産業による正の影響と負の影響

(農林水産業による正の影響)

我が国の国土の大きな割合を占める水田は、特有の生態系を維持し多様な生きものの棲み家を提供している。ラムサール条約において、水田は湿地として位置付けられており、国内の水田で見つかった生きものは5,668種にも上るとの報告がある。

また、草地の保全管理においては、草刈りや野焼きなど、人の手が入ることによって、希少生物を含む多様な動植物の生息・生育環境が安定的に守られている例もある。

同様に、人工林、薪炭や採草に利用された里山林は、多くの生物の生息・生育環境となるとともに、移動のための経路を提供している。さらに、藻場・干潟などでは、岩盤清掃や耕耘などを行うことにより、生息環境が改善されて水産資源の生産性が回復するとともに、生態系の再生が進むケースも見られる。

(農林水産業による負の影響)

このように農林水産業は、農山漁村において、様々な動植物が生息するための基盤を提供する役割を持つ一方、その営まれ方次第で、生物多様性に負の影響をもたらすこともある。

具体的には、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備、農薬・肥料の過剰使用、里山林等の手入れ不足による害虫・害獣などの誘引、生活排水などによる水質の悪化や埋め立てなどによる藻場・干潟の減少、過剰な漁獲、養殖による水質悪化・汚濁や抗生物質による耐性菌の発生などである。また、外来の作物や牧草などは人の生活を豊かにする上で重要な役割を果たしてきたが、一方で自然生態系への逸出による影響が懸念されることもある。このような生物多様性への配慮に欠けた人間の活動が、生き物の生息・生育環境を劣化させ、我が国の生物多様性に大きな影響を与えてきた。

以上のように、農山漁村や農林水産業と生物多様性は密接な関係を保っている。農林水産業によって維持される生物多様性があり、かつ農林水産業は生物多様性によって大きく支えられている。

このため、将来にわたって持続可能な農林水産業を実現し、豊かな生態系サービスを社会に提供していくためには、農林水産業が生態系に与える正の影響を伸ばしていくとともに負の影響を低減し、環境と経済の好循環を生み出していく視点が重要である。

(5) サプライチェーン全体における生物多様性の課題

海洋プラスチックごみ問題に代表されるように、生産現場に加え、流通、消費の過程で排出されるプラスチックごみは、生き物の生息・生育環境に負の影響をもたらしている。食や農林水産分野においては、農林水産用資材や包装・容器等に化学樹脂製品が利用されている。とりわけ包装・容器等の消費量が大きくなっており、これらの適切なリデュース、リユース、リサイクル、リニューアブルは直近の課題となっている。

また、我が国は食の多様化や農林水産物の輸入自由化を背景に、サプライチェーンのグローバル化が進展している。食料自給率は供給熱量ベースで37%（令和2（2020）年度）、紙・パルプを含めた木材自給率は37.8%（令和元（2019）年）、飼料自給率は25%（令和元（2019）年概算）、肥料の原料であるリン、カリウムの原材料は100%輸入、窒素の原材料は96%輸入（2019年7月～2020年6月）となっている。このように我が国は、農林水産物や生産資材の大半を海外に依存しており、国内における消費行動が海外の生産地の生物多様性に影響を与えるようになっている。

世界的には、生産されたものの食べられなかった食品は世界の農地面積の約 30%（約 14 億 ha）を無駄に占有しており、食品廃棄物は単作や野生地域への農業の拡大が哺乳類、鳥類、魚類、両生類などの生物多様性の損失に与える負の影響を不当に高めていると指摘されている。

COP10 で採択された愛知目標の設定以降、我が国においても、企業を中心に生物多様性への認知度は急速に高まっている。一方で、2020 年を目標年度とした愛知目標の達成状況は、我が国を含め国際社会全体において不十分な状況である。この背景には、非持続的な生産と消費のパターンや世界的な人口増加など生物多様性損失の間接要因があることが、GB05 でも指摘されており、広範な人間活動にわたって「今までどおり」から脱却と社会変革が求められている。

今後、農林水産分野において、生物多様性の主流化をより一層進め、環境と経済の好循環を創出するためには、生産者や消費者、企業等の行動変容が重要となる。その引き金の一つとなると考えられるのが、消費者の選択である。このため、農林水産分野における生物多様性保全の推進には、生産の場に加え、流通や消費など、海外も含むサプライチェーン全体を視野に入れた取組を進めることが必要である。

また、企業等の動きを先導し、加速化するためには、世界的に拡大を続ける ESG 投資や生物多様性を含む自然関連財務情報の開示に関する動きが進展していることを踏まえ、金融機関の役割を認識し連携を進めるとともに、NPO、研究機関などとの連携も推進し、政策面、資金面、人材面、ノウハウ面から生産、加工、流通、消費といったサプライチェーン各所のプレイヤーの行動変容を支援することが求められる。

なお、前述の通り、生物多様性保全対策と、気候変動対策を始めとした SDGs とは、強い関係がある。例えば大規模な森林伐採を伴う太陽光パネルの設置など、気候変動の緩和等を目的とする取組は、生物多様性に負の影響を及ぼし得るケースがある。こうしたことを踏まえ、施策等のトレードオフの解消を目指す一方、シナジー効果を伸ばすといった、生物多様性保全対策と気候変動対策の連携を図る取組も求められる。

Ⅲ. 2030 ビジョンと基本方針

1. 2030 ビジョン

農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会

2. 基本方針

（1）農山漁村における生物多様性と生態系サービスを保全・再生する

我が国の農山漁村は、農林水産業を通じて様々な生きものを育むことで、地域独自の多様な景観を形成し、食文化や伝統文化といったローカリティを生み出してきた。生物多様性は地域の豊かさの源であり、農林水産業の担い手は生業を通じて、農林水産物を生産するだけでなく、生物多様性を保全・再生し、様々な生態系サービスを産み出す重要な役割を果たしている。一方、少子高齢化による人口減少に伴い担い手が不足し、人の手が入らなくなったことで、農山漁村の生物多様性が損失しつつある。

農山漁村とその担い手の役割を支えとともに、大規模専業経営だけでなく小規模経営や兼業など多様な経営形態の持つそれぞれの役割を重視しながら、政策手法のグリーン化や消費者の理解と行動変容の促進等を通じて、環境と調和した農林水産業の実現を促進することで、我が国の農山漁村における豊かな生物多様性と生態系サービスを保全・再生する。

(2) サプライチェーン全体で取り組む

農林水産業の生産現場だけでなく、加工・流通、消費、廃棄・循環まで、サプライチェーンの川上から川下までのあらゆる主体が、環境負荷を低減し、生物多様性と生態系サービスを保全・再生させるために連携して取り組むことを促す。

地球の限界を意味する「プラネタリー・バウンダリー」は、生物多様性の損失はすでに臨界点を超過しているとされている。こうした中、自然資本を利用してきた食や農林水産業に関わる地球規模の環境課題への対応には厳しい目が向けられており、SDGs や ESG の理念が広がるとともに、金融からグリーン化を進めるための検討が加速している。一方、企業は金融、特に機関投資家からの信頼を得て安定した資金調達を行うために、自然資本に関連するリスクと機会が財務に及ぼす影響を評価・分析し、サプライチェーン全体における環境負荷の軽減を経営方針に組み込み、取組に関わる情報を開示していくことが、持続的な成長を目指す上で喫緊の課題となっている。今後の農林水産業・食品産業の発展のためには、まず食品企業がこうした課題に積極的に対応することが必要である。さらに、サプライチェーンを通して、農林水産業を含む食料システム全体の持続可能性が向上し、国産の農林水産物の評価を高めることで輸出の促進にもつながると考えられることから、農林水産省としても、この流れを後押ししていく。

(3) 生物多様性への理解と行動変容を促進する

農林水産業・食品産業の現場のみならず、日々の購買行動を含む暮らし方における選択が、消費される商品やサービスに関わるサプライチェーン全体の環境負荷の増減に影響し、ひいては生物多様性と生態系サービスの増減にも密接に結び付いている。

特に、食料を始めとする農林水産物や肥料・飼料等の生産資材の大部分を輸入に依存している我が国は、消費者の日々の選択が他国の生産現場を始めとするサプライチェーン上の生物多様性と生態系サービスの増減に大きな影響を及ぼしていることを理解する必要がある。

このため、サプライチェーンの各主体による環境に配慮した原材料の活用や消費者に向けた啓発等を促し、生物多様性への理解と行動変容を促進する。また、農林水産業の体験や食育等を通じて消費者を含めた国民の理解が深まることで、選択される商品やサービスの需要が変化し、供給側である農林水産業・食品産業の現場の理解の促進と行動変容を促すことも期待する。

(4) 政策手法をグリーン化する

これからの農林水産業・食品産業は、環境と調和し、生産力向上と持続性が両立する産業を目指すべきであり、このような流れを加速するため、農林水産省の政策手法もグリーン化を進めていく。

特に、直轄事業や補助事業等については、それらを通じて農林水産業・食品産業の現場の環境負荷に大きな影響を及ぼすことから、生物多様性や生態系サービスを保全・再生するための視点を持って産業を担う人材を確保し育成するとともに、ロボット、AI、IoT 等のスマート農林水産業の社会実装を進めること等により生産性の向上と環境負荷の軽減を両立し、生物多様性や生態系サービスを保全・再生するための視点を組み込むようにしていく。

(5) 農林水産業を通じて地球環境の保全へ貢献する

農林水産業は、人と地球の主要なつながりであり、生物多様性や気候変動に関する課題だけでなく、その他の SDGs の課題にも貢献しうる。

世界的な人口増加の中で、食料の安定供給と地球環境の保全を両立させるため、複数課題の同時解決に向けて、シナジーを最大化しトレードオフを最小化しながら、農林水産業・食品産業の領域において環境負荷を軽減し、生物多様性と生態系サービスを保全・再生させる必要がある。このため、国や地方自治体のみならず、サプライチェーンの各主体が、地球環境課題に対して一体的な取組を進めることを促す。

（６）実施体制の強化

農山漁村の生物多様性を保全・再生する上で、農林水産業者や中小企業、及び、それを支える地域金融機関の影響は大きい。また、地球規模での生物多様性の更なる損失を防ぐためには、大企業やそれを支える機関投資家、及び、消費者の暮らし方における選択の影響は大きい。このため、各主体の本業や消費者の暮らし方において生物多様性や生態系サービスを意識した行動への変容を促す必要がある。

農林水産省は、環境と経済の両立に向けて本戦略を各主体の本業において活用するよう促すため、農林漁業者はもとより、関係省庁・地方自治体・民間企業・金融機関・NPO・研究機関等と連携するとともに、各主体が連携して取組を行うための素地をつくる。

また、省内の各種施策と連携して本戦略に基づいた事業を推進できるように体制を強化することに加え、農山漁村等の現場における本戦略の実効性を強化するため、地方農政局等の地方組織と現場の各主体との連携を促す。

Ⅳ．テーマ別方針

１．サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

約 2,500 年前の縄文時代から水田農業を営む我が国では、四季にあわせた水稻の栽培暦に適応した生活史をもつ多様な生きものが生息し、それらが相互に関連しあって水田の生態系を形成しており、我が国の固有種も生息している。このように、人の手が入ることにより作り出される身近な自然環境（二次的自然）である農林水産業の生産現場においては、地域特有の気候や地形などに適応し、固有種を含む生きものを育む特徴ある生態系が形成されており、その国土に占める面積は保護地域よりも圧倒的に広い。SATOYAMA イニシアティブに示されているように、地域資源の持続可能な利用を確保しつつ生物多様性を保全し、環境と経済が好循環するためには、二次的自然を有する農林水産業の生産現場において取組を持続的に行う必要がある。

ただし、生産現場で営まれている農林水産業や暮らしの在り方を直接変えようとする取組だけでは、生物多様性の急速な損失は止められないことが明らかになってきており、食料システムを含む社会変革の必要性が指摘されている。また、消費国と生産国、都市と農山漁村といったように、生産地と消費地の物理的距離が遠くなり、消費者が生産地の状況を把握できなくなっていることも取組が進まない要因として指摘されている。つまり、生産現場の環境への影響を把握するすべを持たない消費者が高品質で安価な商品を求め、環境負荷を軽減するためのコストが商品に付加されないまま（コストの外部化）、安価な農林水産物を輸入、製造、流通させてきた経済システムが、世界の農林水産業の生産現場において生物多様性の損失を助長する要因の一つとなっているということである。

農林水産業は自然の恵みを利用しなければ成り立たない営みであり、生物多様性は農林水産物を育む土や水を作り出す必要不可欠な生産基盤である。また、農山漁村の生態系は、農林水産物の生産だけでなく、水源涵養機能、食文化、美しい景観の提供など多くの生態系サービスを国民全体に提供し

ていることから、この生態系を将来にわたって持続的に利用することが重要である。持続可能な食料・農林水産業の実現には、サプライチェーンを担う全ての人々がこのことを理解し、それぞれの仕事や暮らしの中で、生物多様性保全・再生につながる選択を行うことが必要である。

このため、農林水産施策において、サプライチェーン全体で生物多様性をより重視した視点を取り入れ、持続可能な食料・農林水産業を推進するとともに、農林水産業の生産現場でありそれを担う人々の暮らしの場でもある農山漁村の活性化を図ることとする。

（１）生産の現場において生物多様性を主流化する

食料・農林水産業分野において生物多様性を主流化するためには、フードサプライチェーン全体で取組を行う必要があるが、生産の現場における取組は、我が国固有の生態系の大部分を育む田園地域や里地里山里海の生物多様性を保全・再生することに直接貢献する最も重要な取組である。一方、フードサプライチェーンの下流である流通・消費段階は、生産現場の取組を後押しする役割を担っており、その取組は各主体がそれぞれの目標に向かってばらばらに行うのではなく、本戦略の2030ビジョンの実現に向けて有機的なつながりを持って一体的に行われる必要がある。

そのため、生産現場に関連する農林水産施策においては、常にサプライチェーンを俯瞰する視点を持ち、世界の市場や金融の動きを把握した上で、個別施策を有機的に結び付けて効果的に進めるとともに、各施策間のシナジーを最大限にし、トレードオフを最小限にすることに努めることとする。

1）農業

田園地域や里地里山では、水田、水路、ため池のほか、雑木林、鎮守の森、屋敷林、生け垣等、人の適切な維持管理により成り立った多様な環境がネットワークを形成し、持続的な農林業の営みを通じて、多様な野生生物が生息・生育する生物多様性が豊かな空間となっている。このような二次的自然である田園地域や里地里山では、不適切な農薬・肥料の使用や、経済性や効率性のみを重視した工法による事業を実施した場合には、生物多様性への負の影響が懸念される。また、近年、里山林の利用の減少や農林業の担い手の不足による耕作放棄地の増加等により、従来、身近に見られた生物種の減少が見られるとともに、特定の野生動物の生息域の拡大などにより、農林業への鳥獣被害が深刻になっている。

そのため、二次的自然である田園地域や里地里山において生物多様性が保全・再生され、国民に安定的に食料を供給したり、生物多様性が豊かな自然環境を提供したりできるよう、技術革新や政策手法のグリーン化等を通じて、生物多様性保全をより重視した農業生産及び田園地域や里地里山の整備・保全を推進する。

①生物多様性保全をより重視した農業生産の推進

「みどりの食料システム戦略」において、化学農薬使用量（リスク換算）の低減、化学肥料の使用量の低減、有機農業の面積拡大を目指すこと等をKPI（Key Performance Indicators：重要業績評価指標）として掲げており、既存の優れた技術を横展開するとともに、2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発し、これらの開発を踏まえ、2050年までにその社会実装を実現することとしている。

（化学農薬のリスク低減等）

2050 年までに、化学農薬使用量（リスク換算）の 50%低減を目指す。

このため、スマート防除技術体系の活用や、リスクの高い農薬からリスクのより低い農薬への転換を段階的に進めつつ、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系の確立・普及等を図ることに加え、2040 年までに、多く使われているネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発を進める。

また、農薬については、環境への安全性等を確保するため、登録時に毒性、水質汚濁性、生活環境動植物への影響等について、厳格に科学的審査を行った上で、農薬ごとに農薬使用基準を定めおり、引き続き、使用基準の遵守をはじめ適正な使用の推進を図る。加えて、平成 30（2018）年に改正した「農薬取締法」（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき、農薬の安全性をより一層向上するため、全ての農薬について順次、最新の科学的知見に基づく再評価を実施する。

（化学肥料の低減や有機物の循環利用）

2050 年までに、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の 30%低減を目指す。

このため、堆肥の投入による生産性の向上を実証し、農家の堆肥利用を促進するとともに、堆肥の高品質化、ペレット化による広域流通なども進め、耕種農家が使いやすい堆肥等がどこでも手に入る環境を整備することで、堆肥等による化学肥料の置換えを行う等、有機物の循環利用を進める。

さらに、土壌や作物の生育に応じた施肥や作物が吸収できる根圏への局所施肥等で施肥の無駄を省き効率化するとともに、データの蓄積・活用により最適な施肥を可能にする「スマート施肥」を導入する等、施肥の効率化・スマート化を進める。

（有機農業等の環境負荷の軽減を重視した農業の推進）

田園地域や里地里山への環境負荷の軽減を重視した環境保全型農業を推進する取組が一層求められている。このため、土壌の性質を改善し、化学合成農薬・化学肥料の低減に効果の高い技術を用いた、持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るとともに、化学肥料・化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う、有機農業や冬期湛水管理など、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等に対して支援を実施する。

また、農業生産活動に由来する環境負荷を軽減するとともに、生物多様性保全等に高い効果を示す有機農業について、有機食品の国産シェア拡大に向けた販売機会の多様化や消費者の理解の増進等市場創出に向けた取組のほか、現場の実践技術の体系化と普及を進める。あわせて、2040 年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができるよう、次世代有機農業に関する技術確立する。これにより、2050 年までに、耕地面積に占める有機農業（※）の取組面積の割合を 25%（100 万 ha）に拡大することを目指す（※国際的に行われている有機農業）。

さらに、農薬・肥料等の適正使用、廃棄物の適正処理や循環利用、温室効果ガスの排出抑制等を推進するため、農業者一人一人が環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を図るとともに、その内容を盛り込んだ GAP（農業生産工程管理）の普及を推進する。

②生物多様性保全をより重視した農業生産技術の開発・普及

（農薬・肥料等による環境負荷を軽減する技術の開発・普及）

気候変動等により病害虫のまん延が懸念される中、化学農薬の使用によるリスクを低減していくため

には、化学農薬のみに依存せず、病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備（予防）や、病虫害の発生予測（予察）も組み合わせた「総合的病虫害・雑草管理」の取組を推進していく必要がある。

特に、化学農薬の使用によるリスクの低減を図り、生態系の攪乱^{かくらん}を可能な限り抑制するため、AI 等を用いた早期・高精度な発生予察の確立や効率的な農薬散布技術の開発等を進める。

また、スマート農業技術を活用した減農薬・減肥料やスマート農機への再生可能エネルギーの活用など、環境保全に焦点を当てたスマート農業技術の開発等を推進するとともに、地域の実態に合った総合的な病虫害・雑草管理による防除体系の実証や環境保全型農業への支援など、農業者に対する生物多様性保全の視点に立った栽培技術の確立・普及等の支援を行う。

（生産力向上と土壤微生物相の保全を両立する土づくりの推進）

土づくりの後退や不適切な農薬・肥料の使用は、土壤の劣化や地力の低下に加え、土壤微生物や土着天敵への影響など地域の生態系の攪乱^{かくらん}を招き、持続的な農業生産にも支障をきたすおそれがあるため、土づくりの励行、効率的・効果的な施肥、防除に努め、生物多様性保全をより重視した農業生産を行うことが重要である。

このため、土壤診断に基づく土づくりや適正施肥、ペレット堆肥の普及拡大や緑肥栽培の導入等による農地土壤への有機物の投入を進めるとともに、不耕起栽培や輪作の導入によって土壤の劣化防止や地力の維持、増進を図る。また、堆肥等有機質資材に由来する肥料成分の活用、根圏への局所施肥等による化学肥料の利用率向上により、環境負荷の軽減を図る。

さらに、土壤の物理性・化学性に比べて従来は評価が難しかったものの、土壤肥沃度の向上や土壤病害の発現など作物の生育に関わるとされてきた土壤微生物の多様性、微生物叢、総微生物量、微生物機能等について、新しく遺伝子解析技術や作物の生育データも含めたネットワーク解析などによる評価手法を確立することにより、土壤が本来有している作物生産機能の高度化と土壤微生物相の保全を両立する農業生産を推進する。

これらのほかにも、冬期湛水や中干し^{なかぼし}の延期などの生きものに配慮した水管理技術を推進する。

③水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進

水田、水路、ため池等の農村地域の水辺環境は水と生態系の有機的なネットワークを形成しており、例えば、小河川で生活するメダカやドジョウは産卵期には水田や農業用水路に遡上して水田や浅瀬の水草に産卵するなど、多様な生きものがその生活史に応じて様々な生息・生育環境を利用している。このような水と生態系のネットワークは、農家や地域住民による生産活動や維持管理活動によって保全され、生物多様性保全に大きく貢献している。また、我が国は渡り鳥の有数の飛来地でもあり、将来にわたってそれらの生息環境を維持するためには、水田などの農村の環境を保全することが重要である。こうしたことから、森林から海まで河川を通じた生態系のつながりに加え、河川から水田、水路、ため池等を途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークを形成させる必要がある。

また、農村地域の水辺環境を形成する水田や水路等は、生産活動等の効率化や防災面から維持・更新が必要となってくることから、農地や施設の整備・更新の際には、生物多様性保全に配慮する視点が重要である。

具体的には、ほ場整備事業などの基盤整備において、水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワーク保全のため、地域全体を視野において、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、保全

対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した基盤整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進する。また、冬期湛水用水等、生態系保全に資する用水を確保する取組を支援する。

④生物多様性保全をより重視した畜産業の推進

(国産飼料の増産・利用のための体制整備)

飼料自給率は25%（令和元（2019）年概算）となっており、我が国は飼料の大半を海外に依存し、国内の消費行動が海外の生産地の生物多様性に影響を与える構造となっている。このため、国産飼料の増産が重要であり、飼料生産組織の作業効率化・運営強化や飼料作物の優良品種利用・安定生産、公共牧場の利用、国産濃厚飼料の生産振興、未利用資源の新たな活用・高品質化などの国産飼料の一層の増産・利用のための体制整備や飼料流通時の二酸化炭素排出減少による環境負荷を軽減する取組を推進する。

(家畜排せつ物の利活用の推進)

家畜排せつ物は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）に基づき、適正に管理することが義務づけられており、堆肥等として利活用の推進が図られている。

堆肥の利活用をさらに推進していくためには、堆肥の経営内及び地域内利用を基本としつつも、耕種農家のニーズにあった高品質な堆肥の生産を通じて広域流通を進める等、地域の実情に応じた多様な取組を推進する必要がある。

また、家畜排せつ物のメタン発酵によるエネルギー利用や、発酵残渣の液肥利用による資源循環も推進する。

さらに、畜産GAPでは、適正な廃棄物等の保管・処理、肥料等による環境負荷の低減対策、生物多様性に配慮した取組等を実施しており、GAP認証の取得を推進することで、生産現場における環境負荷の軽減に貢献する。

(草地の整備・保全・利用の推進)

草地は貴重な生態系を形成し、多くの生物種に生存の場を提供している。草地のほとんどは、放牧や採草などの目的を持って人為的に管理し、かん木の侵入などを防止することにより、特有の自然環境が形成・維持されており、生態系の保全、遺伝資源の保全、野生生物保護など草地を好んで生息地にしている生物の多様性保全に貢献している。例えば、阿蘇・久住高原の草地は、放牧や採草などの農業生産活動等に市民等も参加し人の手を加えることによって、ハナシノブやヒゴタイ等の植物、オオルリシジミのような希少な蝶の生息地として維持されている。

一方、草地は、採草や放牧による自給飼料基盤として、土―牧草―家畜をめぐる物質循環が成立し、飼料自給率向上を通じた食料自給率の向上、国土の有効利用、循環型畜産の確立が図られるとともに、持続的な畜産物の生産、畜産経営の維持を図ることが可能となることから引き続き適切な維持管理が重要である。

そのため、地域ぐるみでの草地の生産性・機能を維持するための放牧の推進や草地の整備、貴重な草地資源を有する公共牧場等の放牧地の整備等に対する活動について支援を行う。

⑤都市農業の推進

都市とその周辺地域の農業は、都市住民に新鮮な農作物を供給するだけでなく、水や緑、自然空間の提供により環境や景観を維持し、ゆとりやうるおいを提供する役割や、子どもから大人まで市民農園として農業体験ができる空間や身近に生きものとふれあえる空間を提供する役割、災害に備えたオープンスペースを確保する役割、また、都市の緑として、雨水の保水、地下水の涵養、生物を保護する役割などを果たしている。こうした多様な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるような都市農業を推進する。

2) 森林・林業

我が国は国土の3分の2を森林が占める緑豊かな森林国である。また、その森林は、戦後荒廃した国土の緑化等のために育成された人工林から、「知床」、「白神山地」、「屋久島」、「小笠原諸島」や「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」のような世界自然遺産に登録される原生的な天然林まで多様な構成となっており、多様な野生生物が生息・生育する場として、生物多様性保全において重要な要素となっている。

国内の森林が戦後築きあげてきた人工林を中心に資源が充実し利用可能な段階に入っている一方で、国際的には木材需要の増大等により熱帯林を中心とした途上国の森林の減少・劣化が進行している。

さらに、FAOは、2020年以降の新型コロナウイルスの感染拡大に起因する森林資源の過剰採取等により、森林の減少及び劣化が拡大するおそれを指摘している。

森林の育成には数十年という長期間を要するが、その成長過程で草本、中低木から高木までを含む多様な環境が形成され、これに合わせて森林内の野生生物の生息・生育環境とともに生物の多様性も変化する。特に人工林においては、例えば、成長段階に応じた間伐等の適切な森林整備が光環境の改善による草本類を発達させたり、伐採、更新された林地は、国内で大幅に縮小して失われつつある草地環境の代替や、猛禽類の狩場としての機能を果たしたりするといった一面があるなど、持続可能な森林管理に向けて、空間的、時間的に多様な林齢の森林を造成することにより、健全な森林の育成とともに生物多様性保全が図られる。

他方で、かつて燃料や肥料の供給源として、人との関わりの中で維持され、その生物多様性を維持していた里山林では、1950～60年代からのエネルギーや資材としての利用の縮小のみならず、そこに住む人口の減少や社会構造の変化により、二次林としての維持が難しい状況に陥っている。その影響は、生物多様性の低下をもたらすだけでなく、人や農林水産業への鳥獣害など、生態系による負の影響をもたらす状況に陥っており、林業のみならず様々な主体の参画によるその活用により、里山の生態系機能の回復を行うことが急務となっている。

また、我が国は、国内の森林資源が利用期を迎えている一方で、国内の木材供給の6割を輸入に依存しており、他国の生態系サービスを利用している状況である。このため、国内外における生物多様性の保全のほか、循環型社会の形成、地球温暖化の防止、山村地域の活性化に資するため、国内外の森林資源を持続可能な形で多段階にわたり有効利用することを一層推進していく必要がある。

さらに、都市住民も含め幅広く国民が、地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から森林・林業・木材利用への理解を深め、それぞれの状況に応じて森林づくりやその持続可能な利用に関わっていくことが必要である。

このような課題を踏まえ、国内においては、森林・林業分野における生物多様性の主流化を促進するため、重要な構成要素である森林の整備・保全、森林資源の持続可能な利用に向けた施策を総合的に展開し、生物多様性保全を含め森林の有する多様な機能の発揮を図っていく。

具体的には、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される多様な森林の整備や原生的な天然林の適切な保全・管理を引き続き推進し、生物多様性保全を含む森林の公益的機能の発揮に向けた保全・管理を進めるとともに、新たな用途を含めた国産材利用の推進を軸に国内林業等の活性化を推進して国内森林資源を有効に活用する。また、野生鳥獣による森林被害対策、森林環境教育等による森林・林業・木材に対する国民の理解の促進、森林サービス産業等を通じた森林空間の利用等を推進する。あわせて、海外における森林の保全や持続可能な森林経営の支援を通じて、地球規模での森林における生物多様性保全に貢献する。

なお、これらの取組については、令和3（2021）年6月に策定した森林・林業基本計画にも講ずべき施策として盛り込んでいる。

①森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全

（多様で健全な森林の整備）

森林生態系は伐採や自然災害等により時間軸を通して常に変化しており、一定の面的広がりにおいて、その土地固有の自然条件や立地条件に適した様々な植生のタイプが存在している。

生物多様性の保全を含む森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮していくためには、様々な生育段階や樹種の森林がバランスよく、モザイク状に配置されていることが重要であり、そうした森林の状態を目指した管理・保全を推進する必要がある。

そのため、全ての森林は多種多様な生物の生息・生育の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林資源の利用や自然攪乱^{かくらん}の頻度に応じ間伐の実施はもとより、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等^{しんこうこんこうりんか}による多様な森林づくりを推進するほか、伐採後の確実な再生林の実施等、適切な森林整備を推進する。

また、国有林野は我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割を占め、その多くが奥地脊梁山地や水源地域に所在しており、人工林や原生的な天然林等の多様な生態系を有している。その立地や森林資源等の状況から、生物多様性の保全、国土の保全など公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、国有林野の活用による地域産業の振興又は住民の福祉の向上を目標として管理経営に取り組んでいる。管理経営に当たっては、自然維持タイプ、水源涵養タイプ等の機能類型に区分し、希少な生物の生息・生育に適した森林の維持、間伐や複層林への誘導等を推進するほか、森林資源の有効活用にも配慮するなど、それぞれの機能類型区分に応じた管理経営の考え方に即して、いわゆる公益林として適切な施策を推進する。

（天然林や希少野生生物への対応）

原生的な森林生態系が維持されている天然林や、希少な野生生物が生息・生育する森林等については、自然の推移に委ねることを基本とし、森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の保護管理、それら森林の連続性確保等に国有林と民有林が連携して取り組む。あわせて、利用が縮小し、種構成や種多様性の変化をもたらしている農地や草地等と複合的生態系を構成する里山二次林等については継続的な保全管理等を推進する。

また、自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている国有林野については、自然環境の保全等公益的機能の維持増進を第一とした管理経営を行うこととし、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ希少野生生物の保護等に努める。

(国有林野における広範囲できめ細かな森林生態系ネットワークの保護・管理)

奥地脊梁山地に広く所在している国有林野には、世界自然遺産に登録されている「知床」、「白神山地」、「屋久島」、「小笠原諸島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」並びに世界文化遺産登録地等の優れた景観を有する森林や、希少な野生生物が生息・生育するなど豊かな森林生態系を維持している森林、溪流などの水辺等と一体となって良好な環境を形成している森林も多く、さらには、農地、河川、海といった森林以外の様々な生態系とも結び付いており、生物多様性保全の観点からも、このような森林の保全・管理を推進する必要がある。

そのため、特に原生的な天然林や希少な野生生物の生息・生育に必要な森林を、「保護林」として設定し、モニタリング調査等から順応的な保護・管理を推進する。また、野生生物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、民有林関係者等とも連携しながら、「保護林」相互を連結して生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定する。さらに、「保護林」や「緑の回廊」に設定されていない溪流等水辺の森林等についても、野生生物の移動経路や種子の供給源等として、天然林は維持することとし、人工林は積極的に広葉樹の導入による広葉樹林への誘導を図る。こうした取組を通じ、上流域に位置する「保護林」等を核とした原生的な天然林等から下流域までの森林の連続性を確保することにより、より広範囲できめ細やかな森林生態系ネットワークの保護・管理に努める。

(保安林による森林の公益的機能の発揮)

森林は、水源の涵養、災害の防止等の国土を保全する機能や、環境の保全等の機能のほか、生物多様性の保全を含めた様々な公益的機能を有している。これらの公益的機能の発揮を図るためには、森林の適切な保全・管理を行うことが必要であり、森林の有する公益的機能の発揮が特に期待される森林を保安林として指定し、立木の伐採や転用を規制するとともに、荒廃地等における治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を推進する。

(森林所有者に対する森林管理の働きかけ)

森林所有者や森林所有者から委託を受けた林業事業者による森林の経営や管理が適切に進むよう指導・支援していくとともに、森林所有者自ら経営や管理することのできない森林については、森林経営管理制度に基づき市町村が主体となった経営や管理を実施していくこととし、森林所有者への働きかけを行っていく。あわせて、民間等によって生物多様性保全がなされている地域等における保全管理の取組を推進する。

②生物多様性に配慮した林業と国内森林資源の活用を通じた貢献

(森林施業における生物多様性への配慮)

森林資源の育成のために積極的に人為を加える必要のある森林においては、森林生態系の生産力の範囲内で適切な方法によって伐採を行い、その跡地を確実に更新することによって多様な林齢の森林を造成することが、生物の多様性を高めることに寄与する。また、森林生態系の生産力に基礎を置く林業は、長期間を要する森林の育成の中で、木材の利用を目的として行う伐採や造林（植栽、天然更新）、下刈り、芽かき、間伐といった保育作業を通じ、それぞれの成長過程で草本や中低木から高木までを含む多様な階層構造からなる環境を形成することで、これに合わせた森林内の野生生物の生息・生育環境や生物の多様性をもたらしている。

そのため、森林の整備・保全の現場を担う林業事業体が作業を行う中で木材生産の観点だけではなく、このような認識の下、生物多様性保全についても配慮した行動をとることは、森林における生物多様性保全を図る上で重要な要素となる。この実現に向け、森林計画制度において、地域森林計画等により、貴重な野生生物の保護に配慮した施業方法の指針などを示しているほか、さらに持続可能な森林経営を民間の第三者機関が評価・認証する森林認証については、生物多様性保全が認証取得の重要な要件の一つとなっており、現場作業においても溪流沿いや尾根筋での保護樹帯の設置や営巣に重要な空洞木の保残など野生生物の保全のための多様な取組が進められている。

引き続き森林計画制度の適切な運用を図るとともに、こうした参考となる具体的な取組事例を紹介することにより、林業の現場における生物多様性保全への配慮を一層推進する。

また、市町村森林整備計画の策定支援を行う森林総合監理士（フォレスター）や、市町村森林整備計画に沿った森林経営計画の作成の中核を担う森林施業プランナー及び森林の持続的な経営を実践する森林経営プランナーを育成することにより、適切な森林施業を推進する。

さらに、エリートツリーや自動操作機械等の新技術の導入による省力低コスト型の造林体系の確立を目指す中で、再造林や保育などの森林施業の適切な実施に寄与することにより、生物多様性の保全に貢献する。

（国内の森林資源の持続的な有効活用）

生物多様性保全や炭素の固定などの森林の有する多面的機能の発揮やカーボンニュートラルへ寄与するためには、森林の適切な整備を進める必要があり、そのためには、適切な生産活動を通じて供給された木材が最終的に消費者に利用され、その収益により森林所有者が負担したコストを回収できることが重要である。

また、輸入された林産物には他国の生物多様性を損なうものが含まれる可能性があることから、国内の森林資源を持続可能なかたちで有効活用していくことは重要であるといえる。

そのため、素材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の整備を中心とする構造改革を進めるとともに、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の開発・普及、公共建築物や民間の非住宅分野等への国産材の利用拡大や川上から川下までの事業者が連携した顔の見える木材を使用した構造材等の普及啓発等の取組支援、広葉樹材も含めた木質建築資材等の家具・内装材への利用拡大を図る。加えて、森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を進めるため、未利用材活用やカスケード利用を基本としつつ、エネルギー変換効率の高い熱利用・熱電併給につき地域内での利用を推進する。

また、木質系の新素材については、脱プラスチックへの対応策としても期待が高まっていることから、木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、改質リグニン等のプラスチック代替となる新素材の研究・技術開発、用途開発及びその普及を推進する。

3) 水産業

四方を海に囲まれ、南北に伸びた複雑な海岸線を持つ列島である我が国は、世界で第6位の広大な排他的経済水域等を有し、その周辺海域は寒流、暖流が交錯している。このため、その周辺水域には、世界127種の海生ほ乳類のうちの50種、世界約1万5千種の海水魚のうちの約3,700種（うち我が国固有種は約1,900種）が生息しており、世界的に見ても極めて生物多様性の高い海域となっている。また、我が国周辺水域が含まれる太平洋北西部海域は、世界で最も生産量が多い海域である。

水産業は天然資源を利用する産業であることから、豊かな海の恵みの上に成り立っている環境依存型の産業である。従って、漁獲される生物種だけでなく、その餌生物などの漁獲されない生物も含めた生産力を支える生態系全体の健全さを保つことが特に重要である。

ことに我が国沿岸海域は古来より人間活動との関わり合いが深く、資源を管理しながら持続的に採貝・採藻等の小規模な漁業活動を行ってきた。このような、自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、高い生産性と生物多様性保全の両立が図られている海は「里海」として認識されるようになっており、引き続き、適切に保全することが必要である。それより沖合の海域についても、科学的根拠に基づく海洋生物資源の適切な管理と持続的な利用の両立を図っていくことが重要である。

このように、里海・海洋の保全を通して、国民の健全な食生活を支える水産物を将来にわたって安定的に供給するとともに、力強い水産業と豊かで活力ある漁村の確立を推進する必要がある。

平成19（2007）年4月に公布された「海洋基本法」（平成19年法律第33号）においても、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図ることを基本理念としており、同法では、海洋の生物多様性が確保されることその他の良好な海洋環境が保全されることが人類の存在の基盤とされている。また、平成23（2011）年3月に環境省が策定した「海洋生物多様性保全戦略」は、海洋の生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性を保全し、海洋の生態系サービス（海の恵み）を持続可能な形で利用することを目的としている。里海・海洋を保全することはこうした考え方に沿うものである。

また、「みどりの食料システム戦略」では、水産資源の適切な管理による漁獲量の回復や天然資源に負担をかけない持続可能な養殖体制の構築等を目指し、新たな資源管理システムの推進や養殖魚類の人工種苗生産技術の開発・普及、魚粉代替原料の開発・普及等を進めることとしており、このような取組を通じて、海洋における生物多様性の保全に貢献する。

①海洋環境の保全・再生の推進

（藻場・干潟を含む漁場環境の保全・再生）

藻場は、繁茂した海藻や海草が水中の二酸化炭素を吸収して酸素を供給し、水産生物に産卵場所、幼稚仔魚等の生息場所、餌場等を提供するなど、水産資源の増殖に大きな役割を果たしている。また、河口部に多い干潟は、潮汐の作用により、陸上からの栄養塩や有機物と海からの様々なプランクトンが供給されることにより、高い生物生産性を有している。藻場・干潟は、二枚貝等の底生生物や幼稚仔魚の生息場所となるだけでなく、こうした生物による水質の浄化機能や、陸から流入する栄養塩濃度の急激な変動を抑える緩衝地帯としての機能も担っている。

しかしながら、こうした藻場・干潟は、沿岸域の開発等により面積が減少している。また、現存する藻場・干潟においても、海水温の上昇に伴う海藻の立ち枯れや種組成の変化、海藻を食い荒らすアイゴ等の植食性魚類の活発化や分布の拡大による藻場への影響や、貧酸素水塊の発生、陸上からの土砂の供給量の減少等による藻場・干潟の生産力の低下が指摘されている。

このような状況を踏まえ、藻場・干潟の保全や機能の回復によって、生態系全体の生産力の底上げを図ることが重要であることから、「藻場・干潟ビジョン」に基づき、漁業者を中心とする多様な担い手によって藻場・干潟等における食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の移植及び漁場の耕うん等の海域環境に応じた手法による維持管理活動を推進する。あわせて、これらの活動と連携した藻場・干潟等の再生・修復・創造を推進する。また、亜熱帯水域において、サンゴ礁は水産資源の産卵場、餌場、^{ようちしぎよ}幼稚仔魚の育成場となっており、サンゴ礁の面的な保全・回復のための技術の開発に取り組む。

他方、生活排水等による水産動植物の生育環境の悪化に対しては、引き続き浄化槽、集落排水施設等の整備、環境保全型農業や農用地及びその周辺からの土壌流出対策を通じた陸上からの水質負荷低減への取組を推進する。

また、有明海、八代海、瀬戸内海等の閉鎖性海域においては、依然として赤潮や貧酸素水塊が発生し水質汚濁の改善が必要な海域があるため、赤潮・貧酸素水塊による漁業被害対策として、発生のモニタリングやメカニズムの解明、被害軽減の技術開発等に取り組む。一方で、近年は、窒素やリン等の栄養塩類の不足等による水産資源の減少への影響が指摘されている海域があることから、令和3

(2021)年6月に公布された「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」(令和3年法律第59号)には、必要に応じて栄養塩類の供給・管理を可能とする栄養塩類管理制度の導入が盛り込まれ、水質汚濁の改善と水産資源の持続可能な利用の確保の調和・両立を進めることとしている。このような状況を踏まえ、栄養塩類が水産資源に与える影響の解明や海域ごとの特性に応じた栄養塩類管理の検討等の取組を進める。

(海洋プラスチックごみの対策の推進)

海洋プラスチックごみは、海洋生物による誤食や海洋生物への絡まり等により海洋生態系に悪影響を与えるとともに、漁獲物への混入や漁船のスクリューへの絡まりによる航行への影響等、漁業にも損害を与えている。また、紫外線等により次第に劣化し破碎・細分化されてできるマイクロプラスチックは、表面に様々な化学物質を吸着する性質があることが指摘されており、食物連鎖を経て海洋生物に影響を与えることが懸念されている。

そのため、漁具のリサイクル技術の開発・普及や海洋生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を用いた漁具の開発を進めるとともに、環境省と連携して、漁業者が操業中に回収した海洋ごみを持ち帰り、自治体が処分する体制の構築を推進する。

②生物多様性に配慮した海岸環境・漁港漁場の整備の推進

漁港漁場は、漁業の生産基盤であるのみならず、静穏な水域や生産性の高い環境を創出することにより、漁業対象種以外も含めた海洋生物の産卵場や^{しち}幼稚の育成場としての環境の形成にも大きく寄与しており、生物多様性に配慮した漁港漁場の整備が必要である。

そのため、漁港漁場の整備にあたっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討する。また、可能な限りモニタリングによる影響の把握に努め、生物多様性を含めた自然環境に配慮した漁港漁場の整備を推進する。

特に、漁港や海岸の整備においては、その周辺の自然環境の改変を極力最小とするように努めるとともに、事業の実施にあたっては、藻場が形成され水産動植物の生息・繁殖が可能な護岸等魚介類が生息できる工法・構造を採用した漁港施設、自然環境への影響を緩和するための海浜等の整備や侵食対策を行うなど、周辺の自然環境に調和した漁港づくりや海岸環境の整備を積極的に推進する。また、漁港周辺水域への汚水流入負荷軽減対策として漁業集落排水施設等の整備や漁港内における汚泥やヘドロの除去等を行うことにより漁港周辺水域の水質保全対策を推進する。

漁場の整備については、水産資源の回復・増大と豊かな生態系の維持・回復が図られるよう、生態系全体の生産力の底上げを目指し、水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間（水産生物を中心に物質循環を含めた生息環境）を創出する整備を推進する。

③水産資源管理の一層の推進

（新たな資源管理システムの推進）

我が国の漁業は、国民に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業の発展や漁村の振興に寄与するという極めて重要な役割を担っている。しかし、我が国の漁業生産量は、長期的な減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定的に供給していくためには、この減少傾向に歯止めをかける必要がある。

加えて、SDGs において、2030 年までの目標 14「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。」が掲げられ、さらにターゲット 14.4 では、「水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。」が掲げられていた。

このような状況に対応するため、水産資源の持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させることを目的として、約 70 年ぶりに「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号）を改正（以下「新漁業法」という。）し、持続的に生産可能な最大の漁獲量（MSY：最大持続生産量）の達成を目標とし、数量管理を基本とする新たな資源管理システムを講じていくことが法定された。

この新たな資源管理システムの構築を目指すべく、新漁業法の施行に先立つ令和 2（2020）年 9 月には、資源管理を推進する上での当面の目標と具体的な道筋を示した「新たな資源管理の推進のためのロードマップ（以下「ロードマップ」という。）」を決定したところである。ロードマップでは、新たな資源管理システムの推進によって、令和 12（2030）年度に、444 万トンまで漁獲量を回復させることを目標とし、令和 5（2023）年度までに、①資源評価対象魚種を 200 種程度に拡大するとともに、漁獲等情報の収集のために水揚情報を電子的に収集する体制を整備する②漁獲量ベースで 8 割を TAC（漁獲可能量）による管理とする③TAC 魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業に IQ（漁獲割当）による管理を原則導入する④現在、漁業者が実行している自主的な資源管理（資源管理計画）については、新漁業法に基づく資源管理協定に移行するなどの具体的な取組を進めることとしている。「みどりの食料システム戦略」においても、「ロードマップに沿った水産資源の適切な管理」が位置付けられ

ており、生産力向上と持続性の両立を目指すべく、今後は、ロードマップに盛り込まれた行程を一つ一つ実行していく。

（国際的な資源管理）

マグロ類を含む高度回遊性魚類等の持続的利用・管理については、地域漁業管理機関を通じて、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、IUU 漁業の排除に努める。

鯨類については、令和 2（2020）年 10 月に策定された「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」に則して、他の海洋生物資源と同様に科学的根拠に基づき持続的に利用する。また、引き続き、非致命的調査や捕鯨業を実施する中での科学的データの収集等、鯨類の資源管理に必要な科学的情報の収集を推進するとともに、IWC（国際捕鯨委員会）等の国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献していく。

（実効ある資源管理のための取組）

資源管理の効果を上げるためには、資源管理のルールの遵守を担保することが必要である。令和 2（2020）年 12 月に施行された新漁業法に基づき、悪質な密漁が行われているアワビ、ナマコ等の密漁・運搬等への罰則を強化したが、同法等に基づき、今後も取締りを強化していく。また、我が国周辺水域における安定的な操業秩序を確保する観点からも、違法外国漁船等対策の一層の強化を図る。

また、違法に採捕された水産動植物の流過程での混入や IUU 漁業由来の水産動植物の流入を防止することを目的とした「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（令和 2 年法律第 79 号）が令和 2（2020）年 12 月に公布された。同法は、公布の日から 2 年以内に施行予定としており、施行までの間に、対象魚種の指定等について検討を進め、同法に基づき水産動植物の国内流通の適正化を図る。

④生物多様性に配慮した漁業の推進

水生生物等の存在する生態系を維持していくことは、持続的な漁業を行う上で重要である。

そのため、地域漁業管理機関で採択されたサメ類や海鳥、ウミガメの混獲回避措置の着実な実施や漁業者が実施しやすく、かつ効果的な混獲回避技術の開発・改良及び漁業者への普及・啓発等を通じて、混獲の削減を図る。また、希少種でもあるトドの絶滅回避及び漁業被害の軽減の両立を図るため、科学的知見に基づく来遊個体群の管理を行う等の対策を推進する。加えて、希少な野生水生生物については、科学的知見に基づき、採捕禁止等の厳しい措置を導入するほか、海洋生物の希少性の評価を行い、レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）を作成する。

さらに、公海底魚漁業が脆弱な生態系に与える影響を評価し、同じ水域で漁業を行う関係国と協力しながら適切な措置を導入することにより、海山等^{かいざん}に存在する脆弱な生態系の保護と持続的な漁業との共存を図る。

⑤海洋保護区の設定・運用

海洋保護区については、平成 23（2011）年 5 月に行われた第 8 回総合海洋政策本部会合において、「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定され

た区域」と定義され、この定義に合致する区域として、水産動物の産卵や稚魚の育成等に適した水面について、開発規制や採捕禁止が措置される保護水面等がある。

また、生物多様性の保全に向けたポスト 2020 生物多様性枠組案においては、「少なくとも 30 パーセントの陸域及び海域、特に、生物多様性にとって特に重要な地域及びそれが人々へもたらすものが、効果的及び衡平に管理され、生態学的に代表的で、また良好に連結された、保護地域及び OECM のシステムを通して保全され、また、より広範なランドスケープ及びシースケープに統合される。」という目標が提案されている。我が国では、2021 年 1 月時点で海域の約 13.3%を海洋保護区に設定しているが、目標達成に向けて、OECM としてカウントされる海域を設定し、保全を図っていく必要がある。このことを踏まえ、今後とも、既存の制度等を効果的に活用し、海洋における生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用のため、その管理の充実も含め海洋保護区の設定を適切に推進する。また、海洋保護区は、上記の定義からも明らかなように、必ずしも人間活動を禁止する区域を意味するものではなく、漁業者の自主的な共同管理によって、生物多様性を保存しながら、これを持続的に利用していくような海域も、効果的な保護区となりうるという基本認識の下、こうした日本型海洋保護区の普及啓発を図っていく。

公海に関しては、平成 27（2015）年 6 月、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関し、国連海洋法条約の下の新たな協定を作成することが国連総会において決議されたことを踏まえ、政府間会議が行われている。本会議では、海洋保護区を含む区域型管理ツール等の措置が主要な交渉分野の一つとされており、海洋保護区の設置プロセスや規制措置等が協議されている。本会議へ積極的に参画し、BBNJ の保全及び持続可能な利用を推進していく。

⑥生物多様性に配慮した資源増殖、持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進

（生物多様性に配慮した資源増殖施策の推進）

近年、我が国周辺水域の水産資源の状況は低位水準にある魚種も多く見られることから、生物多様性にも配慮しつつ、持続的な種苗放流、稚仔魚の生育環境の改善等の資源増殖施策を展開することにより、資源を回復、増加させることが必要である。

そのため、種苗放流については、採卵する親魚は放流海域の集団から入手するなど、当該海域における種の遺伝的多様性が確保されるよう努めており、今後も生物多様性に配慮した取組を推進する。

（漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産の推進）

養殖業については、世界の水産物の供給量の半分を占める重要なセクターであり、漁業管理や天然資源への負荷の低減により、環境負荷に配慮した取組を推進していくことが重要である。

そのため、環境への負荷が大きい生餌給餌から環境負荷が少なく給餌効率の良い配合飼料への転換や大豆等の植物性原料や昆虫等の動物性原料等の魚粉代替たんぱくの開発等による配合飼料中の魚粉割合の低減を図ることにより、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現する。また、二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗生産技術の開発・普及を進める。なお、「みどりの食料システム戦略」においても、魚粉代替原料及び養殖魚種の人工種苗生産技術の開発、普及を位置付けて取組を行い、イノベーションの社会実装を実現することとしている。さらに、海洋環境と隔離された閉鎖循環式陸上養殖の導入により、海洋環境への負荷軽減が可能な養殖の展開を図るとともに、養

殖場において、薬剤耐性菌の発生による悪影響を回避するため、事業者が必要な対策を実施するとともに、抗菌剤に頼らない持続的な養殖生産体制を推進する。

さけ・ます増殖事業については、さけ・ます資源の維持とその持続的利用を図るため、北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮して実施する。また、天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ます増殖事業を推進する。

（内水面の保全の推進）

河川、湖沼等の内水面は、漁業・養殖業の生産の場として食用水産物や観賞用水産物を供給しているほか、釣りやレクリエーションなど自然と親しむ場としても、国民生活に欠かせないものとなっている。しかしながら、河川工作物の影響や水質の低下などによる水産動植物の生息・生育環境の悪化やカワウ・外来魚等による食害等により、内水面の漁場環境・生物多様性は悪化している。

そのため、「内水面漁業の振興に関する法律」（平成 26 年法律第 103 号）に基づく協議会を活用し、内水面漁協と河川管理者等との相互理解によって内水面漁場環境の再生に向けた取組が促進される体制の構築を図るとともに、効果的なカワウの個体数管理手法や外来魚等の防除手法の開発を進め、それらを活用した内水面漁協による防除活動等を促進する。また、漁場環境に配慮した増殖手法の開発や産卵場、種苗生産施設の整備等により、内水面における生物多様性の保全に配慮した資源増殖の取組を推進する。

ウナギ類については、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づきウナギ養殖業を農林水産大臣による許可制としているところ、ニホンウナギ資源を共有する関係国・地域間で合意した稚魚の池入数量上限を厳格に管理するほか、河川から海に下るウナギ資源の保護等の措置を推進する。また、令和 2（2020）年の漁業法改正に伴うシラスウナギの密漁への罰則強化や、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」における特定第一種水産動植物への指定等を通し、密漁や違法採捕物の流通の防止を図る。

4）野生生物による農林水産業への被害と防止対策

①鳥獣被害の軽減及び里地里山の整備・保全の推進

里地里山には、多くの野生動物が生活を営んでおり、生態系の中でそれぞれ重要な役割をもっている。また、人間生活と密接に関わり、必要な資源として利用されてきたほか、人々が野生動物観察などを通じて生きものとふれあうことも行われてきた。一方、昔から、農民が収穫物を守るために築いた猪土手や猪垣が象徴しているように、イノシシ等による農業被害が生じていた。近年、里地里山における人間活動の低下や耕作放棄地の増加、狩猟者の減少、少雪化傾向などに伴い、イノシシ、シカなどの獣類の生息域が拡大しており、鳥獣による農作物被害額は減少傾向にあるものの、農山漁村における人々の生活に深刻な影響を及ぼしている。

野生動物は基本的に臆病で人をおそれる生きものであり、農地に接する藪などを隠れ場所として農地に侵入することから、人と鳥獣の適切な関係の構築を進めることが重要であり、鳥獣被害を防止するには、生息環境管理や個体数調整、被害防除に総合的に取り組む必要がある。

そのため、令和 3（2021）年に改正された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成 19 年法律第 134 号）に基づく市町村による被害防止計画の作成の推進に

より、地域の体制づくりを進める。また、当該計画に基づき、農地に隣接した藪^{やぶ}の刈払いなど里地里山の整備による生息環境管理、防護柵の設置による被害防除、鳥獣の生息密度を適正に保つための個体数調整といった地域が一体となった取組を総合的に支援する。そのほか、生息環境にも配慮した針広混交林化^{しんこうこんこうりんか}、広葉樹林化等の森林の整備・保全活動を推進するとともに、鳥獣による農林水産業への被害の現状や対策について、広く国民に周知を図る。

特に、近年、増えすぎたイノシシ、シカなどの野生動物による農林業に対する被害は深刻化し、生物多様性保全の脅威ともなっており、個体数調整を実効あるものにするために、鳥獣被害防止対策実施隊の設置推進等による捕獲の担い手の育成・確保や、活動支援による捕獲体制の強化、各都道府県、市町村が連携して取り組む広域的な捕獲、焼却処分施設の整備、販路開拓や商品開発等による捕獲鳥獣の食肉等としての適正な利活用の促進、捕獲者や処理加工施設に従事する者の人材育成など被害の広域化・深刻化に対応した対策の充実・強化を図る。

②野生鳥獣による森林被害対策の推進

シカ等の野生鳥獣による森林被害については、植栽木の食害のみならず、下層植生の食害や踏みつけによる土壌の流出や貴重な高山植物の消失など、森林の有する多面的機能への影響が懸念されており、効果的な対策が必要である。

そのため、鳥獣保護管理施策との連携や野生鳥獣による被害や生息の状況を踏まえ、コスト・労力の削減にも資する ICT 等の導入も図りつつ、積極的な個体数調整や被害防除などの広域的かつ効果的な森林被害対策を推進する。また、地域の実情を踏まえ野生鳥獣の生息環境に配慮した針広混交林化^{しんこうこんこうりんか}や広葉樹林化を図るなど野生鳥獣との共生にも配慮した対策を適切に推進する。

国有林野においては、シカの生息状況や被害状況モニタリング等に基づき、地元関係行政機関等と連携しつつ、捕獲などの取組を積極的に推進するとともに、必要に応じて森林の再生・復元を図るための取組を推進する。

③野生生物による漁業被害防止対策の推進

海洋の生態系を構成する生物の中には、漁業・養殖業等に損害を与える野生生物も存在し、漁具の破壊、漁獲物の食害などをもたらす一方、当該生物種の絶滅回避等、生物多様性に配慮した対策が必要である。

特に、北海道周辺海域では、トド等の海獣類による漁具の破損等の被害が多く発生している。希少種であるトドの絶滅回避及び漁業被害の軽減の両立を図るため、科学的根拠に基づく来遊個体群の管理を行う等、引き続き最新の科学的知見に基づき適正な保存管理措置を実施する。

また、東シナ海及びその隣接海域において大量発生する大型クラゲ類は、我が国周辺海域にも来遊して漁業に大きな被害をもたらすことが問題となっている。出現範囲が広い大型クラゲについては、発生状況の調査のほか、効果的な駆除等の適切な対策を講じる。

カワウについては、ドローンを用いた巣へのドライアイス投入による繁殖抑制等、効果的な個体数管理手法の開発・普及、防除活動に取り組む内水面漁協に対する支援を行うことで、被害対策を推進する。また、カワウは広域的に移動・繁殖を行うことから、環境省、都道府県等と広域的な連携を進め、全国各地で捕獲等を中心とした各種対策を効率的かつ効果的に実施することにより、被害対策を強化する。

④外来生物の定着等の防止

(外来生物法等に基づく外来生物対策)

野生生物による農林水産業への被害防止対策においては、外来生物がその対象となることがあるが、我が国に天敵となる生物がいないこと等から、旺盛な繁殖力を発揮するようになる種が多く、被害が甚大になる傾向があるため、早期に対応することが重要である。

外来生物対策は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づいて実施されており、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものを特定外来生物に指定して被害防止に努めている。なお、特定外来生物に指定されていない外来生物の中にも、既に農林水産業や生態系に被害を及ぼしている種、又は及ぼす可能性がある種が存在していることに留意する必要がある。

愛知目標において「2020 年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。」という個別目標が示され、国家戦略において「防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進するとともに、各主体における外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すために、「外来種被害防止行動計画（仮称）」を策定すること」及び「外来生物法に基づく特定外来生物のみならず、我が国の生態系等に被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある侵略的外来種について、リストを作成すること」を国別目標の一つとした。

これを受けて、平成 27（2015）年 3 月に「外来種被害防止行動計画」と「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」を公表した。

外来生物対策は、そこに携わる多様な主体の連携が重要であることから、「生態系被害防止外来種リスト」等を活用し、関係省庁、地方自治体、事業者、NGO・NPO、国民等の様々な主体に対し、外来種についての関心と理解を高め、適切な行動を呼びかけることで、外来生物対策の進展を図ることとする。

(農業、林業への被害等の防止)

アライグマなどの外来生物は農林水産物被害を与えるだけでなく、里地里山の生態系を脅かす存在となっている。そのため、これら特定外来生物については、外来生物法に基づく防除実施計画の確認・認定を受けることで、根絶を念頭に置いた捕獲を進める。

カワヒバリガイやタイワンシジミ等、農業用水路の通水障害を引き起こす外来種については、定着地での駆除法の開発や分布拡大を阻止するための早期検出法の開発を促進する。また、アレチウリやナガエツルノゲイトウ等の侵入雑草についても、薬剤も活用した効率的な防除技術の開発と分布拡大防止のための管理技術の開発を促進する。

また、農作物に被害を与えるスクミリンゴガイやクビアカツヤカミキリ等の病害虫については、都道府県等と連携し、適時・適切な防除を推進する。

さらに、地域固有の森林生態系を脅かす外来生物については、現状の生態系への影響に配慮しつつ、順応的な駆除や生息域の拡散防止対策を行うとともに、新たな外来生物の侵入防止対策を推進する。

(水産業への被害等の防止)

内水面漁業に被害を与える外来生物について、その生息状況の把握と生息環境・生息密度等に応じた効果的な防除手法の開発・普及を行う。水産庁が防除を行うこととされている特定外来生物（ブルーギル、コクチバス及びオオクチバス）については、これらの種の防除に取り組む内水面漁協等を支援することにより、被害対策を推進する。なお、オオクチバスについては、特定外来生物に指定される前から第五種共同漁業権の対象とされていた湖沼においては、特例として生業の維持のための飼養等が認められ、遊漁利用されていることから、当該湖沼においては、関係機関と協力して外来種に頼らない生業の在り方の検討を進めること等により、地域固有の生態系の保全・再生を図る。また、食害を防止しつつサンゴの種苗を生産・育成する技術を始めとした、サンゴ礁の面的な保全・回復のための技術の開発に取り組む。

（我が国への侵入防止）

農作物等の有用な植物に被害を与えるおそれのある病害虫については、我が国への侵入を防止するため、海空港などにおいて、貨物、携行品、郵便物として輸入される全ての植物やその容器包装について、植物防疫所が検査（輸入植物検疫）を実施している。

検疫対象の病害虫以外についても、輸入植物検疫において特定外来生物等である疑いのある生物を発見した際には、環境省からの協力依頼に基づき、植物防疫所から、税関及び環境省への連絡を行っている。

引き続き、これらの取組により、病害虫等の侵入を防止する。

（農林水産業に利用されている外来生物の定着等の防止）

農林水産業に利用されている外来生物については、侵略的外来生物として「生態系被害防止外来種リスト」において「産業管理外来種」に区分されている種もあり、在来種への転換を含む在来種の生息域への拡散や定着の防止対策が求められている。

農作物の受粉のために用いられるセイヨウオオマルハナバチに関しては、特定外来生物に指定されており、在来種への転換に努めるとともに、止むを得ず使用する場合には、施設の出入り口を二重にするなどの対策を施して在来種の生息域への拡散防止を行う等、適正な管理を行う必要がある。

緑化工などの公共事業において外来植物を利用する際は、特定外来生物を含む「生態系被害防止外来種リスト」に記載された種を避けることを基本とし、代替種が存在しない場合には、現状の生態系への影響に配慮しつつ生息域の拡散防止対策を推進する。

ブラウントラウト等の産業管理外来種については、水産業のみならず地域経済の活性化に広く貢献している一方、生態系への被害を及ぼすおそれがあることから、関係者が連携して生息域の拡大防止の取組を推進する。

（２）生産現場の取組を後押ししてサプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

１）生物多様性に配慮した調達、流通、消費及び資源循環の構築

国民の価値観の多様化や健康な食生活や持続可能な生産・消費が求められる動きが見られる中、ビジネスにおいても持続可能性への取組が企業評価やESG投資等を行う上での重要な判断基準となりつつある。特に食品企業にとっては、国際的に普及している持続可能性を評価する尺度を目指した企業活動を行うことが、市場における価値を高める上で、重要になっており、農林水産省としても2030年ま

で、食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指すこととしている。

（農林水産業・食品産業におけるプラスチック資源循環）

近年、海洋プラスチックごみ問題の顕在化など、プラスチックごみが生物多様性に及ぼす影響が懸念されており、プラスチックごみの排出抑制と資源循環は生物多様性保全の観点からも重要である。

農業生産においては、農業用ハウスやトンネルの被覆資材、マルチ、畜産のサイレージラップのほか、肥料成分を合成樹脂等の膜でコーティングした被覆肥料など生産資材としてプラスチックを使用していることから、プラスチック問題に対しても適切に対応することが必要である。

これまでも、資材メーカーで構成する団体等により、使用済みの農業用フィルムの適正処理や生分解性マルチの利用促進、被覆肥料の被膜殻の流出防止など、海洋プラスチックごみ問題の解決にも資する取組が自主的に行われているところであるが、排出事業者である農業者は一般に零細で、発生地域が分散している等の実状を踏まえ、「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針」に基づき、行政機関及び農業者団体が関与して適正処理を推進しており、今後も各地域においてブロック協議会や都道府県協議会を開催し、情報や地域課題の共有、法令周知の徹底を図る。

食品産業では、PET ボトルやトレイ、カトラリーなど、多種多様なプラスチック製品を活用しており、とりわけ容器・包装はコロナ禍によってエッセンシャルユースによる使用量が拡大していることから、「プラスチック資源循環戦略」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）等に基づき、食品産業におけるプラスチック製品の製造、販売、排出の各段階でプラスチック資源循環等の取組（リデュース、リユース、リサイクル、リニューアブル）を促進する。

具体的には、PET ボトルの新たな回収・リサイクルモデルを構築する取組を支援するとともに、食品産業におけるプラスチック製品の環境配慮設計の促進、外食等のサービス提供時に無償提供されるワンウェイプラスチックの使用量の削減、小売等の排出事業者によるプラスチックの自主回収・リサイクル等、食品産業における取組を推進する。

海洋プラスチックごみ問題対策の一環として、漁業に伴って生じる廃棄物の適正処理の徹底のため、漁業者等による漁業系廃棄物の計画的処理を推進するほか、必ずしも高い強度や耐久性が求められない漁具等について、海洋生分解性プラスチックが利用されるよう開発を推進する。また、環境省と連携し、漁業者が操業中に回収した海洋ごみを持ち帰り、自治体が処分する体制の構築を推進する。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、農林水産業・食品産業における排出事業者に対する指導・助言及び多量排出事業者に対する勧告・公表・命令を通じて、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進する。

（森林の有する多面的機能に配慮した木材等の流通の促進）

合法性の確認ができない木材等の流通は生物多様性を含む森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号。通称「クリーンウッド法」）に基づき木材等を取り扱う事業者に合法性の確認を求めるとともに、合法伐採木材等の消費者等への普及を促進する。

(生物多様性の保全に取り組む生産者からの優先調達を支援する認証制度等)

生物多様性の保全に取り組む生産者から優先的に調達するため、森林経営に関する一定の基準に基づいて認証された森林から産出される木材及び木材製品（認証材）等について、消費者の選択的な購入を促す森林認証制度の普及等の取組を支援する。

また、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、消費者の認知度向上等を推進するとともに、生産者及び流通加工業者による水産エコラベル認証の活用促進を図る。

(事業系食品ロス削減に向けた取組)

我が国においては農林水産物の大半を海外に依存している中で、過度な食料のロス・廃棄は、農作物の単作や農業の拡大で原野が開拓されることにより生じる負の外部性を増幅させ、生物多様性へ影響を及ぼすことが懸念されており、食品産業から発生する事業系食品ロスの削減は生物多様性保全の観点からも重要である。

このため、サプライチェーン全体で食品ロスの発生要因となっている商慣習の見直しを進めるため、食品製造業、食品卸売業、食品小売業が一体となり、納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長を三位一体で進める。また、飲食店等における食べ残しの持ち帰りや、季節食品の需要に見合った販売について、食品事業者・消費者双方の理解・協力を得ながら推進する。

これらの取組により、2030年度までに、事業系食品ロスを2000年度比で半減させることを目指す。

さらに、2050年までに、AIによる需要予測や新たな包装資材の開発等の技術の進展により、事業系食品ロスの最小化を図る。

2) 生物多様性への理解の醸成と行動変容の促進

(環境保全型農業に対する理解等の促進)

「みどりの食料システム戦略」においては、化学肥料や化学農薬の使用量低減とそれらを推し進めた有機農業の面積拡大に向けた取組を推進することとしている。

こうした、有機農業を含む環境保全型農業に対する消費者の理解と関心、信頼の確保を図るため、国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携し、SDGsの達成に貢献する有機の取組やそこで作られた農産物に対する消費者の理解が得られるよう、需要喚起の取組の推進に努める。また、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう、必要な支援に努める。

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用したほ場において生産する有機JASについて、環境に配慮している生産方法である点に関し、消費者の理解を醸成する。

(食育や農林漁業体験の推進)

「第4次食育推進基本計画」においては、国民の健全な食生活の実現と環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、SDGsの考え方を踏まえながら、多様な関係者が相互の理解を深め、連

携・協働し、国民運動として食育を推進することとしている。

食料の生産から消費等に至る食の循環が環境に与える影響に配慮する必要がある。このため、生物多様性の保全に効果の高い食料の生産方法等に関する普及啓発、持続可能な食料システム（フードシステム）につながるエシカル消費の推進等、環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育を推進する。

農林水産業の活動そのものや農林水産業と生きものとの関わりが理解されにくい状況となっているため、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等について理解を深める農林漁業体験を推進する。

地場産物の活用は、生産地と消費地との距離が縮減され、その輸送に係る二酸化炭素の排出量も抑制される等、環境負荷の軽減にも寄与するものである。また、直売所等における地域の農林水産物の利用促進を図るため、多様な品目の生産・供給体制の構築及び加工品の開発を推進するとともに、学校、社食等施設の給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制を構築し、地域の農林水産物の利用を拡大する。

生活様式の多様化等により、優れた伝統的な和食文化が十分に継承されず、その特色が失われつつある。このため、伝統的な地域の多様な和食文化を次世代へ継承する活動を推進する。和食文化の保護・継承は食生活の文化的豊かさを支える上で重要であるとともに、環境負荷の軽減にも寄与し、持続可能な食に貢献する。

（持続可能な生産消費の促進）

農林水産分野における持続的可能な消費の促進は、国や地方自治体の取組だけでは限界があり、サプライチェーンを担う生産者や企業等の協力を得て、小売店舗での取組なども含めた情報発信を行うことが重要である。このため、多様な主体が協力し、技術や情報など互いの強みを組み合わせながら、社会全体の取組として進めていく必要がある。

そこで、2030年までのSDGsの達成を目指し、食や農林水産業の持続可能な消費を広めるための活動を推進する「あふの環（わ）2030プロジェクト」（農林水産省、消費者庁、環境省連携）を立ち上げた。このプロジェクトをプラットフォームとし、多様なステークホルダーとの対話を進めながら、価格と品質重視の消費から持続可能性重視の消費へと価値観と行動の変容を促し、持続可能な生産消費の促進に取り組む。

（農業・農村の役割に対する理解等の促進）

都市とその周辺地域の農業は、都市住民に新鮮な農作物を供給するだけでなく、水や緑、自然空間の提供により環境や景観を維持し、ゆとりやうるおいを提供する役割や、子どもから大人まで市民農園として農業体験ができる空間や身近に生きものとふれあえる空間を提供する役割についても認識されている。こうした役割を踏まえ、都市農業を推進する。

グラウンドワーク活動等に見られるような集落・民間企業・行政等が協働して行う農村環境を活用した取組への支援や、生物多様性等の豊かな地域資源を生かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する地域ぐるみの取組を支援する。さらに、農山漁村の食文化や美しい景観を活かしつつ、コロナ禍による社会変化を踏まえた、「新たな生活」のニーズに対応できる地域づくりの取組を支援す

る。これらを通して、農業・農村が生物多様性に果たす役割について国民の理解を促進し、農泊等都市と農村の交流や定住を促進する。

さらに、国連食糧農業機関（FAO）の世界農業遺産（GIAHS）等の地域の生物多様性保全の取組を評価する制度を活用し、我が国農業の環境調和性を国内外に PR するとともに、農村地域の活性化を図る。

（鳥獣被害対策の理解促進）

鳥獣の生息環境に配慮した針広混交林化、広葉樹林化等の森林の整備・保全活動を推進するとともに、鳥獣による農林水産業への被害の現状や対策について、広く国民に周知を図る。

特に、近年、増えすぎたイノシシ、シカなどの野生動物による農林業に対する被害は深刻化し、生物多様性保全の脅威ともなっており、捕獲の担い手の育成・確保等の各種対策に加え、捕獲鳥獣の食肉等としての適正な利活用の促進、衛生管理の知識を有する捕獲者や処理加工施設に従事する者の人材育成、野生鳥獣肉（ジビエ）のブランド化など、地域資源として捕獲鳥獣の利活用に向けた取組を推進する。

（国民参加の森林づくり等の推進）

森林・林業が持続可能な社会の構築に果たす役割や木材利用の意義に対する国民の理解と関心を高める必要があることから、多様な主体による森林づくり活動の促進に向けて、企業・NPO等のネットワーク化、緑化行事の開催を通じた国民への普及啓発活動の促進に努める。あわせて、森林環境教育や木育を推進するため、身近な森林の活用等による自然保育等の幅広い体験活動の機会の提供、体験活動の場に関する情報の提供、教育関係機関等との連携の強化、林業後継者等を対象とした林業体験学習等の促進等を実施する。

（内水面漁場・生態系の保全に対する理解促進）

内水面の漁業権を免許された漁協は、放流等による水産資源の増殖や河川環境の整備等、漁場である河川・湖沼を持続的に利用するための管理を行っており、このような漁協の活動が内水面生態系の保全に大きな役割を果たしている。河川・湖沼は、釣り場やレクリエーションなど自然と親しむ場として国民にとっても欠かせないものとなっており、良好に保全・管理していくためには利用者である国民の理解と協力が欠かせないことから、国民に広く内水面生態系の重要性とその保全・復元を担う漁協の活動についての理解を広めるため、漁協による普及啓発活動を促進する。

（金融の役割）

サプライチェーンにおける生物多様性の主流化に向けては、金融機関の役割が大きくなっている。

令和3（2021）年2月に英国財務省が公表した「ダスグプタ・レビュー」に示されたように、今後、プラネタリー・バウンダリーの観点から生物多様性と経済の関係はさらに密接になり、サプライチェーン上の各主体の役割が今以上に問われていくと考えられる。

特に、ESG投資が急拡大を続ける中で、金融の果たす役割は非常に注目されており、機関投資家を含む金融機関には、生物多様性を含む環境に配慮した経営を持続的に行う企業を評価し、そうした企業への投資を拡大させることが求められている。さらに、投資家が企業を評価するために、生物多様性

に関する情報開示の国際的な議論が加速している。

こうした流れを踏まえ、生産、加工、流通等の各段階において、生物多様性に係る取組をモニタリング、評価、発信する手法について研究・開発を進めながら、食料や資材、原材料の国内流通、輸出入についても検討を進め、国内の農林水産業に対する投資機会の増大等に向けて政策手法のグリーン化に取り組む。

また、国内の動向に目を転じると、融資先の環境配慮活動を評価し、それにより融資の可否や金利など融資条件の設定などを行う環境格付融資を導入する金融機関も近年増え始めている。

地方銀行や信用金庫等の地域金融機関においては、生物多様性を含む環境分野を成長産業として捉え、自治体や企業などとの連携のもと、環境配慮型の事業に自ら取り組む例も生まれている。

こうした流れを見据えて、融資等で環境に配慮した生産や事業活動を後押しする取組に加え、地域金融機関が自ら生物多様性に資する事業を実施するといった先進的な好事例の発掘、発信を行い、各地域での取組の誘発を図っていく。

2. 農林水産空間の保全・利用を推進する

我が国における農林水産空間は農業生産活動等の人の働きかけにより維持されている自然環境であり、農林水産業を通じた農山漁村の振興は豊かな自然環境や生物多様性保全、良好な景観形成等、多面的機能の発揮の観点からも重要である。

しかしながら、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、農用地・水路・農道等の地域資源の適切な保全管理が困難な状況となっており、これらの多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、このような状況を踏まえた施策を展開していく必要がある。

また、生物多様性の保全に向けたポスト 2020 生物多様性枠組案においては、「少なくとも 30 パーセントの陸域及び海域、特に、生物多様性にとって特に重要な地域及びそれが人々へもたらすものが、効果的及び衡平に管理され、生態学的に代表的で、また良好に連結された、保護地域及び OECM のシステムを通して保全され、また、より広範なランドスケープ及びシースケープに統合される。」という目標が提案されている。OECM として生物多様性の域内保全に肯定的な長期の成果を継続的に管理される地域に位置付けられる農林水産空間においては、生物多様性の保全に貢献する重要な地域として認識されるとともに、持続的な農林水産業につながるものである。

(1) 農林水産空間の保全・利用を担う人材の確保と育成

(農村地域における対策)

適正な農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図る観点から中山間地域等への支援を行うとともに、農地・農業用水等の資源保全及び質的向上を図る観点から地域ぐるみで行う共同活動に対する支援を行う。また、グラウンドワーク活動等に見られるような集落・民間企業・行政等が協働して行う農村環境を活用した取組への支援や、生物多様性等の豊かな地域資源を生かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する地域ぐるみの取組を支援する。さらに、農山漁村の食文化や美しい景観を活かしつつ、コロナ禍による社会変化を踏まえた、「新たな生活」のニーズに対応できる地域づくりの取組を支援する。これらを通して、農業・農村が生物多様性に果たす役割について国民の理解を促進し、農泊等都市と農村の交流や定住を促進する。

また、農林水産業従事者の一層の高齢化と減少が今後見込まれる中、産業の持続性を確保するためには、農村地域の支えとなる人材の裾野を拡大していくことが重要であることから、農林水産業の新規就業者を始め人材の育成・確保を図るとともに自動草刈り機等の省力化や軽労化に資するスマート農業技術の社会実装を推進する。

（山村地域における対策）

我が国の山村は人口では３％を占めるに過ぎないが、国土面積の約５割、森林面積の約６割を占めており、農林産物の供給のほか、水源の涵養や地球温暖化防止等の公益的機能に加え、多様な自然環境との関わりの中で、個性豊かな地域文化を形成するなど、国民生活の向上に重要な役割を果たしている。

一方で、山村は過疎化や高齢化が進み、その生活基盤は都市部と比較して依然として低位であることから、森林の適切な整備・保全や生物多様性の保全を行うためには、その担い手である山村地域の活力を維持することが必要である。

そのため、「緑の雇用」事業等による新規就業者の確保により移住・定住の促進を図るとともに、山村地域の有する生物多様性が豊かな自然や文化、景観等の資源を活用した農林複合経営や「森林サービス産業」等の推進により、新たな山村価値の創造を図る。

（漁村地域における対策）

漁村の人口減少や高齢化が進み、漁村の活力が衰退し、多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念されていることから、漁業への就業を希望する者に対する研修支援などを通じて新規就業者の確保を図る。

（２）農林水産空間の保全・利用の推進

（農山漁村の活性化に向けた対策）

農山漁村における生物多様性を保全するために、在来種の復活に向けた地域ぐるみの有機農業の実践、農地整備の際にため池をビオトープとして保全する取組、農地・農業用水等の保全、水田魚道の設置や渡り鳥への生息地の提供、鳥獣被害を軽減するために里地里山を整備する取組、森林づくり、漁場保全のための植林や藻場・干潟の維持管理活動など、様々な活動が行われている。

これら各地域での農林水産業を通じた様々な生物多様性保全の取組は、生物多様性の保全に貢献するとともに、これらの取組の結果生産された農林水産物の販売が増加するなど農林水産業や農山漁村の活性化につながっている。

このような多岐にわたる生物多様性保全の取組は、農林漁業者に加え、地方公共団体、NPO、地域住民、企業、教育機関等、地域の特性に応じ、多様な主体が連携して行われていることから、地域ぐるみでの取組を推進する。

また、遊休農地については、「農地法」（昭和２７年法律第２２９号）に基づく利用状況調査、利用意向調査等により、発生防止・解消を図っている。

加えて、FAOのGIAHS等の地域の生物多様性保全の取組を評価する制度を活用し、我が国農業の環境調和性を国内外にPRするとともに、農村地域の活性化を図る。

(里山林の継続的利用に向けた対策)

里山林は、落葉や薪炭材の採取等地域住民等の利用による適度な働きかけが加わることによって、その環境に適応した様々な野生生物が生息・生育するなど生物多様性の保全上重要な場所であるとともに、その立地等を活かした人と自然とのふれあい・教育の場としての役割も期待されている。さらに、木炭や薪などの利用が活発化することにより、その適切な管理が図られるものである。

しかし、近年の農山村地域の過疎化・高齢化や生活様式の変化に伴う利用の低下による植生遷移の進行等のために、種構成や種多様性に変化がもたらされており、多様な主体による里山林への新たな働きかけを推進していく必要がある。

そのため、地域と企業、NPO 等との連携による植栽や下刈り、間伐などの森林づくり活動への支援や、里山林の活用方策の検討などにより里山林の多面的・継続的な利用を促進する。

なお、これらの推進に当たっては、バイオマスエネルギー利用も含めた木材需要の確保と一体的に取り組んでいく必要がある。

(漁村環境の保全・利用の推進)

漁村は、漁業を営むだけでなく、良好な自然環境や景観の形成、地域の伝統文化の継承、人々へのやすらぎ空間の提供等の多面的機能を有し、自然の大切さを学べる場でもあることから、漁村環境の保全・利用を図る必要がある。一方で、このような漁業・漁村の多面的機能は、人々が漁村に住み、漁業が健全に営まれることによって初めて発揮されるものであることから、体験学習や自然とのふれあいなど都市と漁村の交流・定住の推進による国民の水産業・漁村への理解と関心を深め、漁村の活性化を図る。また、国民が親しみやすい良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進する。

(3) 森里川海を通じた生物多様性保全の推進

(田園地域における生物多様性保全の推進)

水田は水鳥を始めとする様々な生きものの生息地として重要な湿地という側面を持ち、その生物多様性を高める農法である冬期湛水、生きものが行き交うための水路から水田までの連続性を確保する水田魚道の整備も進められている。子どもたちは、こうした水田や水路等の水辺環境を学びの場や遊び場として活用している。

このような取組は、コウノトリやトキのような極めて希少な生きものの生息・生育環境を守るとともに、地域での身近な多種多様な生きものが暮らす空間を広げ、我が国の全体の生物多様性保全につながることから、このような地域での取組を評価し、支援することが重要である。

そのため、生物多様性保全に対応した地域での合意形成を図りつつ、生物多様性保全に対応した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づくりなど田園地域や里地里山の環境整備を推進する。

また、生物多様性保全に配慮して有機農業を始めとした環境保全型農業を推進するとともに、農業者に対する生物多様性保全の視点に立った栽培技術の確立・普及等の支援を行う。水田や水路での生きもの調査など水辺環境を学びの場や遊び場として活用し、自然とふれあう機会を増やし、農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を推進するなど、生物多様性保全の取組を進めるために、地域における普及活動を一層推進する。

(都市部周辺における生物多様性保全の推進)

都市とその周辺地域の農業は、都市住民に新鮮な農作物を供給するだけでなく、水や緑、自然空間の提供により環境や景観を維持し、ゆとりやうるおいを提供する役割や、子どもから大人まで市民農園として農業体験ができる空間や身近に生きものとふれあえる空間を提供する役割についても認識されている。こうした役割を踏まえ、都市農業の振興を通じ、身近に生きものとふれあえる空間づくりを推進する。

(森里川海の一体となった生物多様性保全の推進)

「森は海の恋人」と呼ばれるように、森林は、水源涵養機能や土砂流出防止機能等を有するとともに、栄養塩類等を、里地里山や田園地域を流れる川を通じて、海へ供給し、里海の生きものである海藻や植物プランクトンを育てるなど、海域の生物多様性にも寄与している。

漁業者の間においても、古くから海の近くの森が魚を集めることが知られており、神社を設けて立ち入りを制限したり、藩が留山として伐採を禁止したりするなど、海の近くの森の保全を図ってきた。現在でも、「森林法」(昭和26年法律第249号)に基づく魚つき保安林として全国で6.0万haが指定され、伐採の制限などの保護措置が講じられている。さらに、近年では、磯焼けなど沿岸域の環境問題が顕在化するなかで、山の栄養塩が川を通じて海にもたらされ、魚介類や海藻の生育をもたらすという考えが広まり、漁業関係者の間では川の上流部に植林を行う取組が盛んに行われるようになった。

また、田園地域・里地里山に暮らす人々や生産活動を行う者にとっても、森林の水源涵養機能は重要であり、水源となる森林の保全に取り組んでいる。生産活動も農薬・肥料を適切に使用することにより、里海などの生物多様性への影響を低減することが可能である。さらに、水路等における生きものの生活史や移動に着目し、水と生態系のネットワークを重視した基盤整備を行うことにより、森里川海の生物多様性を保全することも可能となる。このように、森林、田園地域・里地里山、里海などは相互に関連しており、それぞれにおいて人が生活し、農林漁業が営まれている。森里川海は互いにつながっていることから、生態系全体を通じた生物多様性保全を行う必要がある。そのため、田園地域・里地里山における生物多様性をより重視した農業生産や漁業者等による広葉樹等の植林活動への支援、魚つき保安林の指定とその保全、漁場保全のための森林整備など、森里川海の生物多様性保全の取組を積極的に推進する。

(4) 生態系を活用した防災・減災の推進

我が国各地で地震や異常気象に伴う豪雨等の大規模な自然災害が頻発化・激甚化する中、今後も発生し得る災害に備えるため、農林水産業や農山漁村における防災・減災、国土強靱化対策の推進が課題である。

農山漁村において発揮される大気・水の調節や土壌浸食抑制などの生態系サービスは、暴風雨や洪水など自然災害リスクを軽減するといった機能を持ち、国土保全や防災・減災の上で重要な役割を担っている。さらに、国連のミレニアム生態系評価では、暮らしに必要な食料・水に加え、自然景観、レクリエーションの場なども提供するとされている。

農林水産業や農山漁村を災害から守り、持続可能なものとしていくことは、安全・安心で豊かさを実感することのできる未来をつくる上で必要不可欠であり、頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組等により農業・農村の強靱化を推進する。

また、短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、森林が有する公益的機能の発揮に必要な保安林等における治山施設の設置、機能の低下した森林の整備、海岸防災林等の整備等の治山対策を推進する。

3. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

我が国は、農耕の開始以来、多様な環境に適した多様な栽培植物を導入・開発し、食料を確保してきた。現在でも、多様な生物資源を食料、医薬品、燃料などの資源として利用しながら、国民の生活は成り立っている。しかしながら、世界的には、気候変動や開発行為による環境悪化、熱帯雨林の急速な減少、砂漠化の進行により、多様な遺伝資源が減少、滅失の危険にある。

一方で、遺伝資源の中でも、特に、優れた高温耐性や病虫害耐性を持つ熱帯地域の在来品種と作物近縁野生種は、気候変動に伴う劣悪環境及び新規病虫害に打ち勝ち、食料生産の安定化に寄与する新たな品種を開発するために必須であり、近年のバイオテクノロジー等科学技術の進展と相まって、食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献するものと期待されている。また、国内の在来品種や食用野生植物は、特色ある食味または機能性を持っているほか、我が国の地域固有の食文化を伝承してきた媒体でもあり、これらの保全と利用促進は農山漁村の活性化につながる。

このような貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを持続的に利用していくことは国際的にも重要であり、SDGs のターゲット 2.5 にも盛り込まれているほか、ポスト 2020 生物多様性枠組においても目標の一つに掲げられている。

生物多様性条約 COP10 において採択された遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書について、我が国は平成 29（2017）年に締結しており、引き続き、本議定書に沿った遺伝資源の収集、利用を行うことにより、持続可能な農林水産業を発展させていく必要がある。また、遺伝資源へのアクセスの改善や遺伝資源の利用に伴う適正な利益配分について、国際的なルール作りに向けた議論に積極的に関与し、国際的な合意形成に貢献することが重要である。さらに、植物遺伝資源に関する国際的な取組として、各国共通のルール下で植物遺伝資源を円滑に取得・活用できる多数国間の制度を持つ「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」についても、我が国は平成 25

（2013）年に締結しており、多数国間の制度の強化等を通じて植物遺伝資源の取得が容易となるよう、引き続き条約交渉に参加する。

一方、遺伝子組換え農作物等については、国内の生物多様性への影響を未然に防止するため、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、生物多様性への影響等を科学的に評価し、影響がないことが確認されたもののみを利用していくことになっている。

（1）農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

遺伝資源が有する、農業生産を安定化する高温耐性や長雨耐性、農薬や化学肥料の低投入を実現する病虫害耐性や貧栄養耐性、生産コストを低減する超多収性、高いエネルギー変換特性は、食料、環

境、エネルギー問題の解決に資する新品種を生み出すことが期待されるため、多様な遺伝資源の収集と持続可能な保全に加えて、特性情報やゲノム情報の付与による利用促進が求められる。

そのため、新しい品種の育成等の研究開発に提供するための在来品種や作物近縁野生種等の遺伝資源の収集と持続可能な保全、特性評価の強化、超低温保存技術による保存の効率化、研究材料の配布による研究支援の強化を図るほか、遺伝資源のゲノム研究における遺伝子の機能解明とその利用技術を開発し、画期的新品種の育成や新産業の創出を図る。特に、我が国固有の遺伝資源である和牛等において、その持続的な生産を維持していくため、遺伝的多様性に配慮した家畜改良を推進する。あわせて、地鶏等の地域資源を安定的に活用するため、卵子や精子の源の細胞である PGCs（始原生殖細胞）を利用した家畜保存等技術の普及を図る。

また、花粉症対策、景観保全等の森林に対する要請が高まる中で、将来にわたって国内の森林を適正に整備・保全していくために必要な優良種苗の確保を図るため、林木遺伝資源の収集・保存、林木の新品種の開発などを推進する。

さらに、農林水産業にとって有用な遺伝資源については、産学官連携の強化を図りつつ、研究及び技術開発等への利用を推進する。

一方、遺伝資源の多様性が食文化を含む地域独特の風土を形づくっているという側面も忘れてはならない。ユネスコ無形文化遺産に登録されている「和食；日本人の伝統的な食文化」は、郷土料理など地域ごとの特色が色濃く反映された多様な食文化であり、魚介類、農産物、山菜など、各地で地域に根差した多様な食材が用いられている。

このように、多様な遺伝資源は、単に食材や生産資材として利用されるだけでなく、地域の食文化の形成を担っていることから、各地固有の郷土料理等の食文化の保護・継承に取り組むことにより、農山漁村の活性化につなげていくことが重要である。

（２）遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保

遺伝子組換え技術の活用により、今後も、様々な問題の解決に貢献する新たな農作物の品種が開発されていくと考えられる。しかし、その一方で、遺伝子組換え農作物等は、野生植物との交雑等を通じて我が国の生物多様性に影響を与える可能性があり、遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保を図る必要がある。

そのため、我が国では、遺伝子組換え生物を規制する国際的な枠組みであるカルタヘナ議定書に基づき、平成 16（2004）年にカルタヘナ法を施行し、遺伝子組換え農作物等の品種ごとに、開発の段階に応じて生物多様性への影響等を科学的に評価し、密封しない状態で運搬したり野外で自生したりしたとしても我が国の生物多様性に影響を与えないことが確認されたもののみ、栽培や流通が認められる仕組みを導入した。

また、カルタヘナ法に基づき、我が国の生物多様性への影響が未確認のものが流通しないよう、栽培用の種子等について検査を実施するなど水際での検査を実施するほか、万が一我が国の生物多様性への影響が未確認のものが国内で流通してしまった場合は、回収や使用中止などの命令の発出等を着実に実施する。このほか、生物多様性への影響を評価するために必要な新たな科学的知見の集積、遺伝子組換え農作物等の検査技術の開発、国民への情報提供等を実施する。

平成 22（2010）年のカルタヘナ議定書締約国会合において、遺伝子組換え生物の国境を越える移動により、生物多様性の保全又は持続可能な利用に損害が生じた場合の責任と救済に関する「名古屋・

クアラルンプール補足議定書」が採択された。我が国としても、平成 29（2017）年にカルタヘナ法を改正し本補足議定書を締結した。引き続き、同法に基づき、国境を越える遺伝子組換え生物についても適切に規制していくことが重要である。

4. 農林水産分野における地球環境保全への貢献

我が国は令和 3（2021）年 5 月に「持続可能な開発のため、団結して 2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させる」とする「リーダーによる自然への誓約（Leaders' Pledge for Nature）」にコミットした。

同年 6 月の G7 首脳会合においては、この誓約を実現するため、「（生物多様性の損失と気候変動という）相互に関連し強力となっている危機に対し統合された手法で対処し、それにより持続可能な開発目標の達成や、新型コロナウイルスからのグリーンで包摂的かつ強靱な回復に貢献することにコミットする」という「G7・2030 年自然協約（G7 2030 Nature Compact）」が宣言された。

これらのコミットに貢献し、生命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を未来の子どもたちに継承するため、生物多様性、気候、環境を一体としてとらえ、国内外の多様な主体と協働で問題解決に取り組むことで、2030 ビジョンの実現を図る。

（1）複数の地球環境課題の同時解決を目指す

SDGs とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した 17 の目標と 169 のターゲットであり、17 の目標を階層化したとき、自然資本は他のゴールの土台となる。私たちの社会は自然資本から生み出される様々なものを活かすことで成り立っているが、その中でも、農林水産業・食品産業は土地や水、生物資源などの自然資本に大きく依存する営みであり、その持続的な発展には、自然資本の保全・再生と持続的な利用を同時に行うことが必要である。

また、食料や飼料原料の大半を輸入に依存する我が国は、今後増加する世界人口を見据えて、国内のみならず世界全体における安定的な農作物の供給と持続可能な調達を考慮した食料安全保障政策を検討する必要がある。

さらに、政府としては、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会の実現に最大限注力し、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言して取り組んでいく中、農林水産業・食品産業の分野においても、これに積極的に貢献していく必要がある。

一方、地球の限界を意味する「プラネタリー・バウンダリー」は、9 つの項目のうち、気候変動、生物多様性、土地利用変化、窒素・リンの 4 項目で境界をすでに超え、今後は、生態系の均衡が不可逆的に移行し、負の現象が連鎖的に起こるとされており、早急かつ大胆な取組が求められている。

こうした現状と課題に対応するため、令和 3（2021）年 5 月に「みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～」を策定し、我が国として持続可能な食料システムを構築して、国内外を主導していくこととしている。

また、地球環境にかかる複数課題の同時解決に向けて、持続可能な農林水産業に関する国際協力を推進するとともに、CBD（生物多様性条約）、UNFCCC（気候変動枠組条約）等の条約締約国会議のみならず、IPBES（生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）や IPCC（気候変動に関する政府間パネル）など、生物多様性や気候変動に関する国際的な議論に積極的に参加し、生物多様性保全に加えて、砂漠化防止、水資源の持続的利用、気候変動適応・緩和などの地球環境保

全に積極的に貢献することを目指す。また、国や地方自治体のみならず、サプライチェーンの各主体が、地球環境課題に対して一体的な取組を進めることを促す。

（２）気候変動と生物多様性

SDGs の 17 の目標は相互に密接につながっているが、気候変動と生物多様性には特に深い関連がある。

IPCC の「第 5 次評価報告書」では、気候変動により、生態系と生物多様性、生態系の財・機能・サービスが失われるリスクが示されている。また、「土地関係特別報告書」では、気候変動は土地に対して追加的なストレスを生み、生物多様性に対するリスクを悪化させることが示されているほか、「海洋・雪氷圏特別報告書」では、沿岸域の生物多様性や生態系サービスにおいて、海洋の温暖化の影響がすでに観測されていることが示されている。

一方で、生物多様性は窒素、炭素、水の循環への影響を通じて気候に影響を与えている。

このように、気候変動と生物多様性は互いに影響し合っており、一体的に取り組むことが必要だが、現在行われている施策はそれぞれ独立で取り組まれているものが多く、互いにシナジーやトレードオフが存在する。

IPBES と IPCC の専門家が共同で発表した「生物多様性と気候変動ワークショップ報告書」によれば、気候変動適応・緩和策のうち再生可能エネルギー生産のための大量の土地消費、バイオエネルギー作物の大面积での単一栽培、歴史的に森林ではなかった生態系への植林などは、生物多様性や生態系サービスに悪影響を及ぼすと指摘されている。一方、陸上及び海洋の生態系の損失と劣化を食い止めること、持続可能な農林業の実践の増加、ロスや廃棄物の削減などは、生物多様性と気候変動との両方に有益な対策であると指摘されている。

このため、農林水産施策においても、気候変動と生物多様性について、それぞれ独立して取り組むのではなく、気候変動適応・緩和の施策を進める際には生物多様性への配慮が行われているかを確認しながら進めるなど、相互のシナジーとトレードオフに留意して一体的に取り組むことを促進し、SDGs の達成に貢献する。

（３）世界の森林生態系保全・再生への貢献

森林は、多種多様な生物の生息地を提供するとともに、二酸化炭素を吸収・貯蔵することや山地災害の防止等により気候変動の緩和・適応の両面に貢献している。

しかし、開発途上国では、人口増加や貧困などの中で、より多くの生産と収入を得るために、大規模な森林伐採を伴う農地開発や資源収奪的な農業生産を余儀なくされている。農地などへの転用、違法伐採、森林火災、過放牧などが進んでおり、熱帯林損失の過半が農地開発に伴うものとも言われている。このため、地球上の生物種の多数が生息する熱帯林を中心に依然として世界の森林が減少・劣化しており、2010 年から 2020 年までに約 1,100 万 ha（造林等による増加を差し引くと約 470 万 ha）の森林が毎年減少している。このような大規模な森林の減少・劣化は、地球規模の生物多様性の損失を招くとともに、二酸化炭素の排出源や土砂災害等の発生リスクを高める大きな要因の一つとなっている。

開発途上国は、農産物及び林産物の主要な生産国であり、それらを輸入し消費している先進国には、生産国と協力して農林業を含むグローバル市場の持続可能性を促進し、開発途上地域における森

林の保全・造成に関する協力の推進や国際対話へ積極的に参画し貢献することが求められている。また、生物多様性条約を始めとする国際的な森林関連目標への貢献を示した「国連森林戦略計画 2017-2030」や当該計画に含まれる世界森林目標の達成に向けた取組が必要である。また、現在、気候変動枠組条約 COP26 議長国である英国の主導による「森林・農業・コモディティ貿易（FACT）対話」において、農地開発に伴う森林減少・劣化を最小化するための行動計画の策定が進められている。

この地球規模の重要な課題に対処するため、国連森林フォーラム（UNFF）などへの貢献、モントリオール・プロセスを通じた基準・指標への取組、途上国における森林保全・造成に関する技術・資金協力、違法伐採への対策、及び森林の整備・保全等による山地流域の強靱化に関する二国間の国際協力や国際熱帯木材機関（ITTO）や国連食糧農業機関（FAO）等の国際機関を通じた多国間の支援をする。特に、ITTO は CBD と生物多様性の保全に関する MoU を締結していることから、引き続き ITTO による生物多様性の保全を含む持続可能な森林経営のプロジェクトを支援する。また、開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+（レッド プラス））の促進や森林の防災・減災機能の強化に資する技術開発や人材育成等を支援し、森林の減少・劣化の抑制や持続可能な森林経営を推進する。

こうした施策を通じて、国際的に環境保全や持続可能な森林経営の推進に取り組むことにより、地球規模での生物多様性保全に寄与するとともに、責任ある農業の実践、森林やその他の重要な生態系のより良い保全と保護に貢献する。

5. 農林水産分野の生物多様性と保全・再生の取組を評価し活用する

生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、そして遺伝子の多様性という大きく三つの定義がある。

これまで、農林水産関連施策における生物多様性の保全・再生の取組の評価としては、指標種と言われる一部の種の個体数を種の多様性を評価するためのデータとして主に用いてきた。これは、農業による過剰な農薬及び肥料の投与や効率を優先した水路整備等が生物多様性の損失の一因となってきたことから、農業に起因する環境負荷によって減少した種の個体数の回復を取組の効果と位置付けてきたことによる。しかし、農業においては、生物の種数や個体数からイメージされる生物多様性の保全・再生が必ずしも生産性・収益性の向上には結びつかないと認識されており、農業の現場に生物多様性やその保全・再生の取組の意義を伝えることが難しい要因の一つとなっていると考えられる。

農林水産省としては、生物多様性やその保全・再生の取組について、生物多様性への効果だけでなく、それが農林水産業や農山漁村にどのような利益をもたらすかを伝えることで、現場の理解を得ながら施策を進めていく必要がある。また、農林水産業や農山漁村が農林水産物の供給だけでなく、水源涵養機能、食文化、美しい景観の提供等の生態系サービスを生み出していることを伝え、国民全体に生物多様性の保全・再生の取組の意義について理解の醸成と行動変容を促していく必要がある。

一方、ESG 投資が急拡大を続ける中で、金融の果たす役割は非常に注目されており、機関投資家を含む金融機関等には、生物多様性を含む環境に配慮した経営を持続的に行う企業を適切に評価し、そうした企業への投融資を拡大させることが求められている。

このため、農林水産業により形成された生態系に特徴的な生物相の特性や調査方法等、過去に実施した研究の成果を活用しながら基礎的なデータの整備を進めるとともに、それらを活用した農林水産空間の生物多様性及び生物多様性が生み出す生態系サービスの評価方法の開発を研究機関等と連携して促進する。また、関連施策を効果的に推進するため、施策に基づく取組が生物多様性へ与える正負

の影響を把握するための科学的根拠に基づく評価方法の開発を推進する。また、それらの評価方法を用いて、取組が生物多様性の保全・再生や生態系サービスの持続的な利用に果たす効果を見える化するとともに、生物多様性に配慮した農林水産物への国民的及び国際的な理解を深めることを推進する。さらに、生物多様性を含む環境に配慮した農林水産業・食品産業や関連する技術開発等への投融資拡大に向けて、ESG 価値評価や情報開示基準等に関する企業等のスムーズな移行を後押しするため、関係省庁と連携しながら情報提供等の対応を行う。

（１）農林水産空間の生物多様性にかかる調査・研究

（農業生態系の生物多様性にかかる取組の推進）

農法に関する生物多様性の評価手法については、環境保全型農業と慣行農業との違いなど生物多様性の保全に貢献する農法の効果等を把握するため、全国 6 地域で研究を実施し、評価対象に水田の鳥類とそのえさ生物や植物を用いる新たな評価手法を開発し、平成 30（2018）年 3 月に解説マニュアルを公表した。また、農業水路の生物保全機能の評価・保全を推進するため、水路に生息する魚類データと環境データからその水路における魚の棲みやすさを評価するプログラムを開発し、平成 30

（2018）年 3 月にマニュアル及び評価プログラムを公表した。今後は、これらのマニュアルを活用して、都道府県や意欲ある農家等と連携・協力し、生産現場での評価手法の活用を図る。

今後、さらに、生物多様性の保全・再生に有効な農法を推進するためには、生物多様性から得られる生態系サービスを明らかにするとともに適切に評価する必要がある。このため、代表的な有益昆虫である土着の天敵や花粉媒介昆虫については、これらの機能を最大化するための研究を引き続き推進するとともに、これらを積極的に利活用する経済性の高い栽培管理体系の開発を推進する。また、土壌微生物機能の解明・発揮に向け、土壌微生物叢と作物（ダイズ）の生育情報、環境要因との相互作用の解析を進める。

（森林生態系の生物多様性にかかる取組の推進）

近年の地球規模での環境問題への関心の高まりから、「持続可能な森林経営」の推進が重要な課題と認識されるようになり、国際的なプロセスにおいて合意された「持続可能な森林経営」の「基準・指標」を用いて世界各国が自国の森林の状況をモニターし評価・報告する取組が開始されている。我が国においても持続可能な森林経営の推進を図っていくため、生物多様性を含む森林の状態とその変化の動向を継続的に把握し、評価・報告するとともに、これを地域森林計画等の樹立に反映させていくことが求められる。

このようなことから、我が国が実施する森林資源調査において、非商業樹種や生物多様性に関するデータについても十分に把握する必要がある、木材生産のみならず、生物の多様性、地球温暖化防止、流域の水資源の保全等、国際的に合意された「基準・指標」に係るデータを統一した手法により収集・分析する森林資源のモニタリングを推進する。

（海洋生態系の生物多様性にかかる取組の推進）

海洋については、沿岸や外洋で漁獲される主要な漁業対象種の資源動向やその変動要因についての調査研究を継続して行っていくとともに、今後もそのデータの蓄積を行っていく。

また、面積が大幅に減少している沿岸域の藻場や干潟は、陸域から供給される有機物を分解し、海洋生物の産卵場・育成場を提供することで、漁業や生態系サービスに大きく寄与しており、水産資源の増減にも影響を与えている。良好な漁場環境と生物多様性を維持しつつ持続的な漁業生産を行うためには、この藻場や干潟の生態系で重要な働きをしている分解者の多様性と機能を保つことが非常に重要である。

（２）農林水産分野における生物多様性保全・再生の取組の見える化

（サプライチェーンをつなぐ見える化の推進）

ESG 投資の拡大に伴い、気候変動緩和・適応の取組については企業に対する情報開示の枠組みが整いつつあるが、生物多様性保全・再生の取組については議論の途上である。

ここ数年、企業が投資家に対し、事業活動における自然資本利用等への配慮の実績を示すために、認証品の調達を行う事例が増えている。熱帯地域のプランテーションで栽培された作物であるパーム油、カカオ等については、違法伐採による農地開発を伴わない栽培であること等を基準の一つとした認証があり、これらの認証品を調達することは地球規模の生物多様性保全・再生に貢献することにつながると考えられている。

一方、国産の農林水産物においても、生物多様性の保全・再生に貢献する認証品の活用事例はあるが、認証の取得率は極めて低い。その理由としては、我が国が属するアジアモンスーン地域においては病虫害の発生や雑草の繁茂が比較的旺盛であり、殺虫殺菌剤や除草剤等の農薬の使用を控えるのに多大な労働力を要すること、認証取得には複雑な手続や経費を要すること、認証品に追加経費を上乗せして販売しづらいこと等が考えられる。また、企業が継続的に一定量の認証品を調達するには、国産の認証品だけでは数量が確保できないことから、輸入品を選択せざるを得ない可能性が高くなると考えられる。以上のことから、認証基準を考慮することなく、単に認証品の調達を促進することは、我が国の生物多様性の保全・再生の取組の促進につながりづらい可能性がある。

我が国の農林水産業やそこから生まれる地域独自の暮らしや文化を守るには、我が国の自然環境や農林水産業の実態を考慮した見える化の手法を検討し、流通事業者や消費者等が持続可能性に配慮した国産の農林水産物を選択できるように促すことが必要である。また、見える化の手法をより広く活用してもらい、国産農産物の価値を上げていくためには、認証だけでなく、IoT、ブロックチェーン等の新しい技術を活用したよりコストが低く信頼性の高い手法も併せて検討していく必要がある。

このため、国内外で活用されている生物多様性の保全・再生の取組の見える化手法の状況を調査・分析し、これから取組を始めようとする生産者や企業等の参考となる情報の提供を進める。

（生きものブランドと生物多様性）

絶滅危惧種等の保全活動を取り上げて生産物をブランド化する生きものブランドは、取組の見える化として非常に有効な手法であり、主に地方自治体が主体となって様々な取組が行われているところ、引き続きこれらの取組を推進する。

かつては食物連鎖をピラミッド型で示し、上位種が残っていれば下位種も健全に存在する、すなわち生物多様性が保たれていると考えられていたが、そもそも、食物連鎖は一方通行ではない。鳥は蛇を食べるが、蛇は鳥の卵を食べる。カエルは虫を食べるが、オタマジャクシを食べる虫もいる。この

ように、現在は、食物網として教えられることが一般的であり、ある特定の種をピラミッドの頂点と捉えて生物多様性の健全性を示す指標種とする考え方は再検討されつつある。

このため、生きものブランドを検討する際は、地域の生物多様性戦略等に留意しながら、多様な分野の研究者や博物館等の協力を得て、地域や我が国の生物多様性全体の保全・再生に貢献できるような活動を目指すように後押しする。

（３）金融やビジネスが活用できる生物多様性データ提供の検討

平成 19（2007）年に欧州委員会とドイツが提唱した TEEB（生態系と生物多様性の経済学）では、自然資本（ストック）から得られる恩恵を生態系サービス（フロー）と位置付け、一般市民やビジネス、行政に渡る全ての人々が、ありとあらゆる意思決定において、生態系サービスの経済的な価値を考慮すること、すなわち「自然の価値の内部化」が必要であるという考え方が示された。

これを受けて、農山漁村における生物多様性保全に貢献する活動の意義やその価値を経済的に把握して示すとともに、農林漁業者と企業等とが経済的連携関係を構築するための手法を取りまとめた手引きを公表した。さらに、農林漁業者の方々向けと企業の方々向けに概要版パンフレットを作成し、理解の醸成に努めてきた。

平成 27（2015）年に国連総会にて SDGs が採択され、先進国にも持続的な開発目標の達成のために責任ある行動が求められるようになると、グローバル企業を中心に、年次報告書において SDGs への貢献を示すために ESG 関連情報が開示されるようになった。責任投資原則（PRI）を背景に、金融機関は投融资の意思決定において ESG 評価を重視するようになり、世界の ESG 投融资額は年々増加を続けている。

令和 3（2021）年 2 月に公表された「ダスグプタ・レビュー」において、人類の需要は自然の供給力を既に大きく超過しており、自然との持続的な関係を築くには、経済的成功の測定方法を変更し、需給バランスの取れた経済活動が行われるように制度及びシステムを変革する必要があると指摘された。

こうした状況に即して、ESG を含むサステナビリティ情報開示は大きく変化しつつある。欧州委員会（EC）は、非財務情報報告指令（NFRD、2018 年施行）の改正法であるコーポレート・サステナビリティ報告指令（CSRD）を令和 3（2021）年 4 月に承認し、早ければ 2023 年の会計年度から EU 域外企業の現地子会社にも情報開示義務が適用される可能性がある。一方、国際財務報告基準（IFRS）財団によるサステナビリティ報告に関する国際基準の開発が行われるなど、情報開示基準の統一化に向けた動きが加速している。

環境課題に関して、近年、企業においては投資家等から気候変動リスク・機会を開示することを求められており、金融安定理事会（FSB）により設置された TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が平成 29（2017）年 6 月に公表した最終報告書（TCFD 提言）に賛同し、自社の気候変動のリスク・機会を分析して環境報告書や財務報告書等で開示する動きが大企業を中心に活発化している。

また、令和 3（2021）年 6 月には TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）が正式に発足し、G7 財務相会合で TNFD を歓迎すると宣言された。企業が標準化した枠組に沿って自然資本関連情報を開示することで、世界の資金の流れを「ネイチャーポジティブ」に変えることを目的とし、今後、情報開示枠組の検討を行うこととしている。TNFD は、TCFD 提言や IFRS などの既存の評価手法との統合を

図ることを表明しており、今後、企業に対して自然資本に及ぼす影響について情報開示が求められる可能性がある。

一方、SBT ネットワークは、令和 2（2020）年 9 月に SBTs for Nature（自然に関する科学に基づく目標設定）の企業のための初期ガイダンスの草案を発表し、令和 4（2022）年 6 月めどに企業向けに目標設定の手法を公開すべく検討を進めている。

こうした情勢を踏まえ、農林水産業・食品産業に関わる企業が、企業の ESG 評価手法や情報開示義務等に関する国際動向について必要な情報を適時に入手するとともに、企業評価に活用できる生物多様性データ提供を検討し、スムーズな移行を進められるように、関係省庁と連携して後押しをしていく必要がある。

また、農林水産業・食品産業に関わる企業が、意思決定において自然の価値の内部化を進めることにより ESG 評価を向上させ、生物多様性の保全・再生に貢献する生産活動、技術開発、研究等に取り組む企業等への投融資が拡大するよう、関連施策の推進に努める。

V. 実施体制の強化

環境と経済の両立に向けて、サプライチェーン全体に対して本戦略の実施を促すためには、現場での取組を着実に進めるための実施体制を強化することが必要である。

このため、本戦略を効果的に推進する上で、各主体に求められる役割を明確にするとともに、関係省庁・民間企業・地方自治体・研究機関、金融機関等の多様な主体が、互いに連携しつつ主体的に行動することを促す。

（国民）

国民には、まず国内外の生物多様性の現状や農林水産業や農山漁村と生物多様性との関わりに関する適切な理解を深めることが求められる。次に、自分達が日々暮らしの中で利用している商品やサービスと生物多様性との関係を知り、よりサステナブルな商品やサービスを選択するようになることで、本戦略の目指す「農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会」の実現に貢献することが期待される。

（教育機関・メディア）

教育機関には、教育の現場において、生物多様性や生態系サービスと日々の暮らしとの関係性や生物多様性の損失が起きている背景等について教育していくことが求められる。また、生物多様性について教育するための人材育成とツールの確保も求められる。メディアには、生物多様性の保全・再生の取組の必要性を国民に正確に伝えるとともに、国内外の先進的な事例を発掘し、科学的知見を踏まえて広く発信することが求められる。これらにより、国民が適切な理解を深めることに貢献することが期待される。

（NGO・NPO）

NGO・NPO には、多様な主体と連携して活動や支援を行い、情報共有を進めることで、より効果的、効率的な生物多様性保全・再生の取組を実施する主体の後押しをする役割を担っていくことが求められる。また、一般の国民がこれらの活動に参加することにより、農山漁村で育まれる自然の恵みをよ

り一層実感できることから、生物多様性に関する知識の普及啓発においても大きな役割が期待される。

（農林漁業者）

農林漁業者は、生産活動を通じて農山漁村の生物多様性やそこから生み出される生態系サービスを維持しており、地域の生物多様性の保全・再生において最も重要な役割を担っている。一方、農林水産業の生産活動における環境負荷の軽減を促進することも必要である。このため、法律を遵守し、国や地方自治体の各種計画を尊重するとともに、民間企業・協同組合・研究機関等と連携して、より環境負荷が低く生産性も維持できる技術の活用を目指すことが期待される。

（民間企業・協同組合）

民間企業には、自然資本に関連するリスクと機会が財務に及ぼす影響を評価・分析し、サプライチェーン全体における環境負荷の軽減を経営方針に組み込み、取組に関わる情報を開示していくことが求められている。また、協同組合には、生産資材の販売や生産物の調達・流通等を通じて生産現場における環境負荷の軽減に貢献することが求められている。これらにより、金融機関からの評価を得てESG 投融資が拡大するとともに、農林水産業を含む食料システム全体の持続可能性の向上が促進されることが期待される。

（金融機関）

機関投資家を含む金融機関には、生物多様性を含む環境に配慮した経営を持続的に行う企業を評価し、そうした企業への投資を拡大させることが求められている。また、地方銀行や信用金庫等の地域金融機関には、地域の中小企業のメインバンクとして、生物多様性を含む環境分野を成長産業として捉え、環境配慮型の事業への融資を拡大するなど、農山漁村における環境と経済の好循環に積極的に貢献することが期待される。

（研究機関）

研究機関は、生物多様性に関する最新の知見を有することから、本戦略の関連施策に対して、超長期の視点に立って技術的な助言、指導を行うとともに、生物多様性・生態系サービスと保全・再生の取組の関係性を示すためのエビデンスとなるデータ整備や評価手法の開発を促進することが求められる。また、取組の見える化について、国や金融機関等と連携してよりコストが低く信頼性のある手法を検討し、生産現場での取組及び企業や消費者の行動変容の促進に貢献することが期待される。

（地方自治体）

地方自治体は、地域の実情に精通し、その地域の生物多様性の保全・再生及び農林水産業の振興に責任を有する。このため、本戦略やみどりの食料システム戦略等の関連する各種計画に対応する総合的な施策を実施できるように、関係機関及び関連部局間で連携を密にして、地域の生物多様性を保全・再生し、持続可能な利用を図ることが期待される。また、一つの自治体のみで解決できる課題には限りがあることから、関係する自治体同士で役割を分担し、密接に連携した取組を行う必要がある。

(国)

農林水産省は、本戦略の実効性を高めるため、大臣官房、関係部局及び地方農政局・森林管理局等の地方組織が役割を分担し、連携を図りながら関連施策に取り組むことを促進する。また、農林漁業者や民間企業が生物多様性の保全・再生の取組を国内外の投資家や消費者に発信することを後押しし、地域住民や農林漁業者等の理解と参画を得ながら、生産現場で行われている生物多様性保全・再生の取組を推進する。なお、情報発信にあたっては情報を受け取る側の視点に立って整理するよう努める。

地方農政局・森林管理局等の地方組織は、関係省庁の地方組織や地方自治体等と連携して本戦略の関連施策を積極的に推進するとともに、各主体が取り組む生物多様性保全・再生の活動が、地域住民にとって身近になるように広報・普及に努める。

関係省庁は、国の地方組織が各省庁の施策にとどまらず、SDGs やポスト 2020 生物多様性枠組の達成に貢献する取組が進むように連携して取組主体を後押しすることにより、本戦略の実効性を高める。

VI 関連施策一覧

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

1) 農業

SDGs※	      
GBF 2030ターゲット	7、8、10、11、18、20

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
①生物多様性保全をより重視した農業生産の推進 （化学農薬のリスク低減等）	総合的病虫害・雑草管理の普及	・（化学農薬使用量（リスク換算））2050年までに50%低減 ・化学農薬のみに依存しない総合的病虫害・雑草管理（IPM）を推進	・消費・安全対策交付金 ・食料安定生産に資する新たな病虫害危機管理対策・体制の構築 ・グリーンな栽培体系への転換サポート ・スマート農業産地展開支援
	新規農薬等の開発	・2040年までに、ネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくて済むような新規農薬等の開発を推進	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業
	農薬の適正使用の推進	・最新の科学的知見に基づき農薬登録及び再評価を実施するとともに、生産現場における適正使用を推進	・農薬取締法 ・農業環境規範
（化学肥料の低減や有機物の循環利用）	堆肥利用の推進	・（化学肥料の使用量）2050年までに30%低減 ・堆肥の投入による生産性の向上を実証するとともに、堆肥の高品質化・ペレット化技術等の開発や広域流通等により農家の堆肥利用を促進	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業
	施肥の効率化・スマート化	・土壌や作物の生育に応じた施肥や局所施肥等で施肥を効率化するとともに、データの蓄積・活用により「スマート施肥」を導入	・グリーンな栽培体系への転換サポート ・スマート農業産地展開支援

※本戦略の各項目とSDGs、GBFとの関わりを示すため、特に関連の深い目標のアイコン・番号を付けています。（関連する目標全てを付けている訳ではありません。）
 ※予算事業名は令和4年度概算要求資料をベースに作成しています。

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

1) 農業 (つづき)

項目	関連施策	関連施策の内容 (目標)	事業名等
(有機農業等の環境負荷の軽減を重視した農業の推進)	化学肥料・化学農薬の使用量の低減	・ 農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援	・ 環境保全型農業直接支払交付金
	有機農業の推進	・ (有機農業の取組面積) 2030年度 63,000ha ・ 有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成等を支援。	・ 有機農業推進総合対策事業 ・ みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち、有機農業産地づくり推進
	有機農業実践技術の普及と次世代技術の確立	・ 地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援	・ グリーンな栽培体系への転換サポート ・ スマート農業産地展開支援
	GAPの普及推進	・ GAP指導員による指導活動、農業教育機関や環境負荷低減に取り組む団体の認証取得への支援など、国際水準GAPの取組の拡大を支援	・ GAP拡大推進加速化事業
②生物多様性保全をより重視した農業生産技術の開発・普及 (農薬・肥料等による環境負荷を軽減する技術の開発・普及)	総合的病害虫・雑草管理の普及	・ 化学農薬のみに依存しない総合的病害虫・雑草管理を推進	・ みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業 ・ 消費・安全対策交付金
	スマート農業技術の開発	・ AI等を用いた早期・高精度な発生予察の確立や効率的な農薬散布技術や環境保全に焦点を当てたスマート農業技術の開発等を推進	・ グリーンな栽培体系への転換サポート ・ 水田農業グリーン化転換推進事業 ・ ムーンショット型農林水産研究開発事業

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

1) 農業（つづき）

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
（生産力向上と土壌微生物相の保全を両立する土づくりの推進）	土壌診断に基づく土づくり 有機物の投入促進等による地力の維持、増進 化学肥料の利用率向上 環境に配慮した農法の推進	・土壌診断などの科学的データに基づく土づくりを推進する環境を整備 ・ペレット堆肥の普及拡大 ・緑肥栽培や不耕起栽培の導入 ・根圏への局所施肥等 ・冬期湛水や中干しの延期の推進	・データ駆動型土づくり推進 ・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業 ・環境保全型農業直接支払交付金 ・環境保全型農業直接支払交付金
③水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進	生態系ネットワークの保全 生態系保全に資する用水確保	・地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみでこれら資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を支援 ・（地域による農地・農業用水等の保全管理への延べ参加者数） 2025年度 延べ1,400万人・団体 ・（中山間地域等の農用地面積の減少防止）2024年度 75,000ha ・農業用水、環境用水等の取得に向けた調査・調整等を支援	・多面的機能支払交付金 ・中山間地域等直接支払交付金 ・水利施設等保全高度化事業（水利利用調整事業）

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

1) 農業（つづき）

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
④生物多様性保全をより重視した畜産業の推進 （国産飼料の増産・利用のための体制整備）	国産飼料の増産	・飼料生産組織の作業効率化・運営強化や飼料作物の優良品種利用・安定生産、公共牧場の利用、国産濃厚飼料の生産振興、未利用資源の新たな活用・高品質化などの国産飼料の一層の増産・利用のための体制整備 ・（飼料自給率）2030年度 34%	・畜産生産力・生産体制強化対策事業 ・環境負荷軽減に向けた持続的生産支援対策
（家畜排せつ物の利活用の推進）	家畜排せつ物の適正管理	・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく家畜排せつ物の適正管理	・家畜排せつ物法
	家畜排せつ物の利活用の推進	・耕種農家のニーズにあった高品質な堆肥の生産を通じた広域流通等、地域の実情に応じた家畜排せつ物の利活用の推進 ・家畜排せつ物のメタン発酵によるエネルギー利用や、発酵残渣の液肥利用の推進 ・（家畜排せつ物の利用率）2025年度 約90%	・畜産高品質堆肥生産流通促進支援事業 ・畜産環境対策総合支援事業 ・畜産クラスター事業 ・農山漁村地域整備交付金（畜産環境総合整備事業） ・バイオマス地産地消対策 ・環境負荷軽減に向けた持続的生産支援対策
	畜産GAP取得推進	・適正な廃棄物等の保管・処理、堆肥等による環境負荷の低減対策、生物多様性に配慮した取組等の推進	・畜産GAP拡大推進加速化

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

1) 農業（つづき）

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
（草地の整備・保全・利用の推進）	草地の整備	・ 地域ぐるみでの草地の生産性・機能を維持するための放牧の推進や草地の整備 ・ 貴重な草地資源を有する公共牧場等の放牧地の整備	・ 草地関連基盤整備事業 ・ 公共牧場機能強化等体制整備事業
⑤都市農業の推進	都市農業の多様な機能の発揮促進	・ 市民農園や農業体験農園の開設促進に向けた取組や都市住民の都市農業への理解醸成の取組等への支援により、都市農業の多様な機能の発揮を促進	・ 農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

2) 森林・林業

SDGs								
GBF	2030ターゲット							
	3、4、8、11、20							

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
①森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全 （多様で健全な森林の整備）	多様な森林づくりの推進 国有林野の管理経営	・（育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合） 2023年までに2.9% ・森林資源の利用や自然攪乱の頻度に応じた間伐、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化、伐採後の確実な再造林を実施 ・国有林野の管理経営に当たって、自然維持タイプ、水源涵養タイプ等の機能類型に区分し、希少な生物の生育、生息に適した森林の維持、間伐や複層林への誘導等を推進するほか、森林資源の有効活用にも配慮し、公益林として適切な施業を実施	・森林整備事業
（天然林や希少野生生物への対応）	森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の保護管理	・天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林等について、自然の推移に委ねることを基本とし、国有林と民有林が連携して取り組む ・里山二次林等については、継続的な保全管理等を推進 ・自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている国有林野については、地域住民、NPO等と連携を図りながら、希少野生生物の保護等に努める	・森林・山村多面的機能発揮対策 ・地域連携推進等対策 ・希少野生生物保護管理対策
（国有林野における広範囲できめ細かな森林生態系ネットワークの保護・管理）	保護林の保護・管理 緑の回廊の保全・管理	・国有林野において、原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林を「保護林」に設定し、保護・管理を推進 ・国有林野において、野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、保護林相互を連結して生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し保全・管理を推進	・保護林制度 ・緑の回廊制度
（保安林による森林の公益的機能の発揮）	保安林の計画的な推進	・（保安林の面積）2033年度までに1,301万ha ・水源涵養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林の指定を計画的に推進	・保安林制度

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

2) 森林・林業（つづき）

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
（森林所有者に対する森林管理の働きかけ）	地域における森林の保全管理	・ 森林所有者自ら経営や管理ができない森林について、市町村が主体となった経営や管理を実施することとし、森林所有者への働きかけを行う ・ 生物多様性保全がなされている地域等における保全管理の取組を推進	・ 森林経営管理制度
②生物多様性に配慮した林業と国内森林資源の活用を通じた貢献 （森林施業における生物多様性への配慮）	生物多様性に配慮した計画 適切な森林整備に向けた人材育成 新技術の導入による森林施業の適切な実施	・ 地域森林計画等により、貴重な野生生物の保護に配慮した施業方法の指針を示す ・ 森林経営計画の作成の中核を担う森林施業プランナーや持続的な経営を実践する森林経営プランナーを育成 ・ エリートツリーや自動操作機械等の新技術の導入による省力低コスト型の造林体系の確立	・ 森林計画制度 ・ 「新しい林業」に向けた林業経営支援事業 ・ 開発技術の実装・環境整備
（国内の森林資源の持続的な有効活用）	適切な生産活動を通じた木材の需要拡大への取組	・ 素材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の整備を中心とする構造改革を推進 ・ CLTや木質耐火部材等の開発・普及、公共建築物や民間の非住宅分野等への国産材等の利用拡大を推進 ・ 森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を推進 ・ 木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、改質リグニン等のプラスチック代替となる新素材の研究・技術開発及びその普及を促進	・ 持続的林業確立対策 ・ 木材産業等競争力強化対策 ・ 都市の木材利用促進総合対策事業 ・ CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業 ・ 木材産業等競争力強化対策 ・ 戦略的技術開発・実証

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

3) 水産業

SDGs	      
GBF 2030ターゲット	1、2、3、7、11、17、 18、20

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
①海洋環境の保全・再生の推進 (藻場・干潟を含む漁場環境の保全・再生)	水産業・漁村の多面的機能の発揮	・環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援	・水産多面的機能発揮対策事業
	水産生物の生活史に対応した水産環境整備	・水産生物の生活史に対応した藻場・干潟から沖合域までの良好な生息環境空間を創出する水産環境整備を推進	・水産基盤整備事業
	サンゴの保全・回復	・水産資源の産卵場、餌場、幼稚仔魚の育成場となっているサンゴ礁の面的な保全・回復のための技術の開発に取り組む	・水産資源回復対策費
	集落排水施設の整備	・農業用排水の水質保全等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、引き続き、都道府県が策定する污水处理に関する「都道府県構想」に基づき、集落排水、下水道、浄化槽が連携して効率的に施設を整備	・農村整備事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・地方創生整備推進交付金
	水質改善	・（污水处理人口普及率）2026年度 95% ・農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援	・環境保全型農業直接支払交付金
	赤土等の流出防止	・農村地域の環境保全及び農業利水に適切に対処するとともに、農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質浄化を図り、水資源の総合的な保全に資するための水質保全施設整備を実施	・水質保全対策事業
	赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類不足への対応	・沖縄県及び奄美群島の農用地及びその周辺からの赤土等の流出を防止し、農家の耕土損失と海洋汚染等の環境被害を防ぐことを目的とした耕土流出防止施設整備を実施 ・赤潮・貧酸素水塊による漁業被害の軽減対策として、発生のモニタリングやメカニズムの解明、被害軽減の技術開発等に取り組むとともに、栄養塩類の不足が水産資源に与える影響の解明や栄養塩類管理の検討等の取組を推進	・水質保全対策事業 ・漁場環境改善推進事業

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

3) 水産業 (つづき)

項目	関連施策	関連施策の内容 (目標)	事業名等
(海洋プラスチックごみの対策の推進)	環境に配慮した漁具等の開発 海洋ごみの回収・処理	・ 漁具のリサイクル技術の開発・普及や海洋生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材の漁具の開発を推進 ・ 漁業者が操業中に回収した海洋ごみを持ち帰り、自治体が処分する体制の構築を推進	・ 漁業における海洋プラスチック問題対策事業 ・ 海洋プラスチックごみ対策アクションプラン
②生物多様性に配慮した海岸環境・漁港漁場の整備の推進	漁業集落排水施設の整備 水産生物の生活史に対応した水産環境整備	・ 都道府県が策定する污水处理に関する「都道府県構想」に基づき、集落排水、下水道、浄化槽が連携して効率的に施設を整備 (污水处理人口普及率) 2026年度 95% ・ 水産生物の生活史に対応した藻場・干潟から沖合域までの良好な生息環境空間を創出する水産環境整備を推進	・ 水産基盤整備事業 ・ 農山漁村地域整備交付金 (漁業集落排水施設の整備部分) ・ 地方創生整備推進交付金 ・ 水産基盤整備事業
③水産資源管理の一層の推進 (新たな資源管理システムの推進)	資源調査・評価の充実・精度向上	・ 資源評価対象魚種を順次拡大し、当該魚種の調査を開始 (資源評価対象魚種数の拡大) 2023年度 200種程度 ・ 主要な漁協や産地市場から水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築 (水揚げ情報を収集する市場数) 2023年度 400市場以上 ・ 電子的漁獲報告体制の構築 (大臣許可漁業から順次拡大) (大臣許可漁業の電子的報告の実装割合) 2023年度 100% ・ 我が国周辺水域の主要魚種 (マイワシ、マサバ等) や公海等で漁獲される国際漁業資源 (サケ、カツオ・マグロ等) について、調査・評価等を実施 ・ 海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査し資源変動メカニズム及び中・長期的な資源動向を究明する取組や、漁場形成及び漁獲状況等をリアルタイムに把握する取組等を支援	・ 水産資源調査・評価推進事業 ・ スマート水産業推進事業 ・ 漁獲情報等デジタル化推進事業 ・ 水産資源調査・評価推進事業 ・ 水産資源調査・評価推進事業

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

3) 水産業 (つづき)

項目	関連施策	関連施策の内容 (目標)	事業名等
③水産資源管理の一層の推進 (新たな資源管理システムの推進) (つづき)	MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進	(漁獲量) 2030年度までに2010年度と同程度 (444万トン) まで回復 従来のTAC魚種について、MSYベースの管理に移行するとともに、TAC魚種拡大について、漁獲量の多いものを中心に、その資源評価の進捗状況等を踏まえ、TAC管理を順次検討・実施 (我が国の漁獲量ベースのTAC管理の割合) 2023年度 80%	新たな資源管理システム構築促進事業
	IQ管理の導入	大臣許可漁業のうち、IQ的な数量管理が行われているもの、現行制度で漁獲量の割当てを実施しているものについて、新漁業法に基づくIQ管理を導入するとともに、TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業からIQ管理を導入 (TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業へのIQ管理導入割合) 2023年度 100%	新たな資源管理システム構築促進事業
	資源管理協定への移行	現行の資源管理計画を資源管理協定に順次移行し、資源管理協定においては管理目標を定め、達成を目指すとともに、資源管理の効果の検証を定期的に行い、検証結果を取組内容に反映 (資源管理協定への移行割合) 2023年度 100%	新たな資源管理システム構築促進事業
(国際的な資源管理)	国際水産資源の持続的利用	地域漁業管理機関を通じた科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業の排除	- カツオ・マグロ資源管理能力強化支援事業 - 持続的漁業達成事業
(実効ある資源管理のための取組)	捕鯨対策	鯨類の資源管理に必要な科学的データの収集を推進するとともに、国際機関と連携しつつ、資源管理を推進	- 持続的利用調査等事業 - 円滑化実証等対策事業
	資源管理のルールの遵守	アワビ・ナマコ等の沿岸域の密漁、我が国周辺水域の違法外国漁船の取締りを強化するとともに、「特定水産動植物等国内流通の適正等に関する法律」に基づく水産動植物の国内流通の適正化を図る	漁業法、特定水産動植物等国内流通の適正等に関する法律 等

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

3) 水産業 (つづき)

項目	関連施策	関連施策の内容 (目標)	事業名等
④生物多様性に配慮した漁業の推進	混獲の削減 有害生物による漁業被害の防止・軽減 希少野生水生生物の保全 脆弱な生態系の保護と持続的な漁業の共存	・サメ類や海鳥、ウミガメの混獲を回避技術の開発や漁業者への普及・啓発を通じた混獲の削減 ・希少種でもあるトドの絶滅回避及び漁業被害の軽減を図るため、科学的知見に基づく来遊個体群の管理を行う等の対策を推進 ・希少な野生水生生物について、科学的知見に基づき採捕禁止等の措置を導入するとともに、海洋生物のレッドリストを作成 ・公海底魚漁業が海山等に存在する脆弱な生態系に与える影響を評価し、関係国と協力しつつ、適切な措置を導入	・漁場環境改善推進事業 ・有害生物漁業被害防止総合対策事業 ・漁場環境改善推進事業 ・地域漁業管理機関 (科学委員会)
⑤海洋保護区の設定・運用	海洋保護区等の適切な設定・運用	・海洋保護区等の適切な設定や管理の充実を図るとともに、環境省と連携して、OECMに適合する海域を検討し、生物多様性の保全を推進	・漁場環境改善推進事業
⑥生物多様性に配慮した資源増殖、持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進 (生物多様性に配慮した資源増殖施策の推進)	環境・生態系と調和した増殖の推進	・「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」に基づき、生態系や資源の持続性に配慮した増殖を推進	・さけ・ます等栽培対象資源対策事業
(漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産の推進)	魚粉代替原料の開発、普及 人工種苗生産技術の開発・普及	・生餌給餌から配合飼料への転換や魚粉代替原料の開発、普及を推進 ・ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において、人工種苗生産技術の開発・普及を推進 ・(ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖の人工種苗比率) 2050年度までに100%	・養殖業成長産業化推進事業 ・養殖業成長産業化推進事業

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

3) 水産業

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
（漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産の推進） （つづき）	養殖における環境負荷の軽減	・ 海洋環境と隔離された閉鎖循環式陸上養殖の導入により、海洋環境への負荷軽減が可能な養殖を展開 ・ 伝染性疾病の発生予防及び発生時における指導や、特定疾病のまん延防止措置等を支援 ・ ワクチン等開発支援、組織的なワクチン接種推進等防疫体制整備の支援し、養殖魚における疾病被害を低減 ・ 薬剤耐性菌の監視・動向調査により、養殖魚における薬剤耐性菌の発生を低減	・ 養殖業成長産業化推進事業 ・ 消費・安全対策交付金(養殖衛生管理体制の整備) ・ 水産防疫対策事業 ・ 生産資材安全確保対策事業委託費
	さけ・ます増殖事業の推進	・ 国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施するふ化放流のモニタリングや技術開発の結果等を踏まえて、生物多様性に配慮したさけ・ます増殖事業を推進	・ さけ・ます等栽培対象資源対策事業
（内水面の保全の推進）	水産業・漁村の多面的機能の発揮	・ 環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援	・ 水産多面的機能発揮対策事業
	カワウ・外来魚等の食害対策	・ 効果的なカワウの個体数管理手法や外来魚の防除手法の開発を進め、それらを活用した防除活動等を促進	・ 内水面漁場・資源管理総合対策事業
	漁場環境に配慮した資源増殖	・ 漁場環境に配慮した増殖手法の開発や産卵場、種苗生産施設の整備等を推進	・ 内水面漁場・資源管理総合対策事業

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

4) 野生生物による農林水産業への被害と防止対策

SDGs	   
GBF 2030ターゲット	1、2、3、4、5、6

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
①鳥獣被害の軽減及び里地里山の整備・保全の推進	鳥獣被害防止対策の推進	・鳥獣被害防止特措法に基づく市町村による被害防止計画の作成の推進 ・里地里山の整備による生息環境管理、防護柵の設置による被害防除、鳥獣の生息密度を適正に保つための個体数調整といった取組を総合的に支援 ・鳥獣被害防止対策実施隊の設置推進等による捕獲の担い手の育成・確保や、活動支援による捕獲体制の強化 ・（鳥獣被害対策実施隊の隊員数）2025年度 43,800人 ・広域的な捕獲、焼却処分施設の整備、販路開拓や商品開発等による捕獲鳥獣の食肉等としての適正な利活用の促進、捕獲者や処理加工施設に従事する者の人材育成 ・（ジビエ利用量）2025年度 4,000トン	・鳥獣被害防止総合対策交付金
	森林の整備・保全	・野生鳥獣の生息環境に配慮した針広混交林化、広葉樹林化等の森林の整備・保全活動を推進	・森林整備事業
②野生鳥獣による森林被害対策の推進	シカ等による森林被害の防止	・シカ被害の甚大化を防止するため、林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策を講じるとともに、捕獲や生息状況把握の省力化、効率化など、効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効なICT等を活用した新たな捕獲技術等の開発・実証を実施 ・国有林野内の奥地天然林等において、森林の持つ国土保全機能の維持増進を図るため、シカの行動把握調査等に基づく効率的なシカ捕獲対策を実施 ・（鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうちシカによる新たな森林被害発生面積が減少した市町村の割合）前年度以上	シカ等による森林被害緊急対策事業
	森林の整備・保全	・野生鳥獣の生息環境に配慮した針広混交林化、広葉樹林化等の森林の整備・保全活動を推進	・森林整備事業

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

4) 野生生物による農林水産業への被害と防止対策（つづき）

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
③野生生物による漁業被害防止対策の推進	トドによる被害の軽減 大型クラゲによる被害の軽減 カワウによる被害の軽減	・トドの絶滅回避及び漁業被害の軽減の両立を図るため、科学的根拠に基づく来遊個体群の管理を行う等、最新の科学的知見に基づく適正な保存管理を実施 ・発生状況の調査、効果的な駆除等の適切な対策を講じる ・カワウ被害の低減のため効果的な個体数管理手法の開発・普及するとともに、環境省、都道府県等と広域的な連携を進め、全国各地で捕獲等を中心とした各種対策を効率的かつ効果的に実施する	・有害生物漁業被害防止総合対策事業 ・有害生物漁業被害防止総合対策事業 ・内水面漁場・資源管理総合対策事業
④外来生物の定着等の防止（外来生物法等に基づく外来生物対策）	特定外来生物の侵入・定着防止 外来種への理解の醸成	・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく、特定外来生物の飼養等許可の手続きを実施 ・多様な主体との連携を進めるため、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を活用し、外来種への関心と理解を高め、適切な行動を促す	・外来生物法 ・生態系被害防止外来種リスト
（農業、林業への被害等の防止）	特定外来生物による被害防止 農地や水路における外来生物のまん延防止 農作物被害の防止 森林・林業被害の防止	・外来生物法に基づく防除実施計画の確認・認定を受けることで、根絶を念頭に置いた捕獲を進める ・農業用水路の通水障害を引き起こす外来種（カワヒバリガイ、タイワンシジミ等）や侵入雑草（アレチウリ、ナガエツルノゲイトウ等）の防除・管理技術の開発促進 ・農作物に被害を与える病害虫（スクミリンゴガイ、クビアカツヤカミキリ等）については、都道府県等と連携し、適時・適切な防除を推進 ・現状の生態系への影響に配慮しつつ、順応的な駆除や生息域の拡散防止対策を行うとともに、新たな外来生物の侵入防止対策を推進	・外来生物法 ・鳥獣被害防止総合対策交付金 ・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業 ・消費・安全対策交付金 ・公益的機能維持増進協定制度

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

4) 野生生物による農林水産業への被害と防止対策 (つづき)

項目	関連施策	関連施策の内容 (目標)	事業名等
(水産業への被害等の防止)	内水面漁業被害の防止	・効果的な防除手法の開発・普及を行うとともに、水産業に被害を及ぼす特定外来生物（ブルーギル、コクチバス及びオオクチバス）の防除に取り組む内水面漁協等を支援する	・内水面漁場・資源管理総合対策事業
	外来種の遊漁利用のあり方検討	・オオクチバスが遊漁利用されている湖沼においては、関係機関と協力して外来種に頼らない生業のあり方の検討を進める	
	サンゴの保全・回復	・食害を防止しつつサンゴの種苗を生産・育成する技術を始めとした、サンゴ礁の面的な保全・回復のための技術の開発に取り組む	・水産資源回復対策費
(我が国への侵入防止)	輸入植物検疫による侵入防止	・農作物等の有用な植物に被害を与えるおそれのある病害虫について、すべての植物やその容器包装について、植物防疫所が検査（輸入植物検疫）を実施	・植物防疫法
	特定外来生物等の監視協力	・輸入植物検疫の対象となる病害虫以外について、輸入植物検疫において特定外来生物等である疑いのある生物を発見した際には、環境省からの協力依頼に基づき、植物防疫所から、税関及び環境省への連絡を行う	・外来生物法
(農林水産業に利用されている外来生物の定着等の防止)	産業管理外来種の定着等防止	・産業管理外来種に区分されている外来種については、在来種への転換を含む在来種の生息域への拡散や定着の防止対策を実施	・外来種被害防止行動計画
	セイヨウオオマルハナバチ対策	・在来種マルハナバチに転換するための実証、講習会の開催等を支援するとともに、在来種の生息域への拡散防止を行う等、適正な管理の必要性について周知徹底	・養蜂等振興強化推進 ・セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針
	公共事業における外来種利用の抑制	・公共事業においては、特定外来生物を含む「生態系被害防止外来生物リスト」に記載された外来種を避けることを基本とし、代替種が存在しない場合には、在来種の生息域への拡散防止対策を推進	
	内水面養殖業における産業管理外来種の管理	・ブラウントラウト等の産業管理外来種については、関係者が連携して生息域の拡大防止の取組を推進	・水産分野における産業管理外来種の管理指針

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(2) 生産現場の取組を後押ししてサプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

SDGs							
GBF 2030ターゲット	7、10、15、20						

1) 生物多様性に配慮した調達、流通、消費及び資源循環の構築

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
（農林水産業・食品産業におけるプラスチック資源循環）	プラスチック資源循環の推進	・使用済みの農業用フィルムの適正処理、生分解マルチの利用促進、被覆肥料の被膜殻の流出防止の取組に加え、「園芸使用済プラスチック適正処理に関する基本方針」に基づき、行政機関及び農業者団体が関与して適正処理を推進 ・飲料用PETボトルの新たな回収・リサイクルモデルの構築を支援 ・（飲料用PETボトルの回収率）2030年度 100%	・プラスチック資源循環の推進
	環境に配慮した素材の漁具等の開発	・漁具等に海洋生分解性プラスチックが利用されるよう開発を推進 ・（海洋プラスチックごみによる追加的な汚染を削減）2050年までにゼロ	・漁業における海洋プラスチック問題対策事業
（森林の有する多面的機能に配慮した木材等の流通の促進）	合法伐採木材等の流通及び利用の促進	・クリーンウッド法が目指す合法伐採木材等の流通及び利用拡大のため、幅広い関係者の参加による協議会を通じた普及啓発活動を実施	・「クリーンウッド」普及促進事業
（生物多様性の保全に取り組む生産者からの優先調達を支援する認証制度等）	認証制度の活用	・森林認証材取得に向けた合意形成及び森林認証材の普及への支援 ・水産エコラベルの国内外への認知度向上及び認証取得を促進 ・（国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証件数）2022年度 150件	・建築用木材供給強化促進事業 ・日本発の水産エコラベル普及推進事業
（事業系食品ロス削減に向けた取組）	食品ロス削減	・商慣習の見直しに向けた実証・検討等 ・（事業系食品ロスを2000年度比で半減）2030年度までに 547万トンを半減	・食品ロス削減総合対策事業

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(2) 生産現場の取組を後押ししてサプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

2) 生物多様性への理解の醸成と行動変容の促進



項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
（環境保全型農業に対する理解等の促進）	有機農業を含む環境保全型農業に対する消費者の理解と関心、信頼の確保	・ 国産の有機食品を取り扱う小売や飲食関係の事業者と連携し、生物多様性の保全や地球温暖化防止など、SDGsの達成に貢献する有機の取組の持つ価値や特徴を消費者に広く発信することにより国産の有機食品の需要喚起の取組を推進 ・ （国内の有機食品市場への国産の供給割合） 2030年度 84% ・ 国産有機農産物等に関わる新たな市場を創出していくため、これらを取り扱う流通、加工、小売等の事業者と連携して行う、国産有機農産物等の消費者需要及び加工需要を喚起し、事業者間のマッチングを促進する取組を支援 ・ 有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう支援	・ 国産有機サポーターズ事業 ・ 国産加工有機食品バリューチェーン構築推進事業費 ・ 有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク
（食育や農林漁業体験の推進）	環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育の推進	・ 食育推進基本計画に掲げられる目標のうち、農林漁業体験機会の提供等当省関係の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進	・ 食育活動の全国展開事業 ・ 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進）
（持続可能な生産消費の促進）	あふの環2030プロジェクト	・ あふの環プロジェクトをプラットフォームとし、多様なステークホルダーとの対話を進めながら、価格と品質重視の消費から持続可能性重視の消費へと価値の行動変容を促し、持続可能な生産消費を促進。	・ フードサプライチェーンの環境調和推進事業

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(2) 生産現場の取組を後押ししてサプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

2) 生物多様性への理解の醸成と行動変容の促進

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
(農業・農村の役割に対する理解等の促進)	都市と農村の交流や定住を促進	・ 市民農園や農業体験農園の開設促進に向けた取組や都市住民の都市農業への理解醸成の取組等への支援により、都市農業の多様な機能の発揮を促進 ・ 農泊に取り組む地域における実施体制の構築、観光コンテンツの開発、滞在施設等の整備等の一体的な支援の実施並びに子供が農山漁村で宿泊体験活動を行うために必要な受入側の体制構築や交流促進施設等の整備への支援を実施 ・ 世界農業遺産及び日本農業遺産について、情報発信を通じた認知度向上等の取組に対して支援	・ 農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策） ・ 農山漁村振興交付金（農泊推進対策） ・ 農山漁村振興交付金（農山漁村情報発信事業）
(鳥獣被害対策の理解促進)	地域資源として捕獲鳥獣の利活用に向けた取組	・ 鳥獣被害防止特措法の下、市町村が作成する被害防止計画に基づき、人と鳥獣の棲み分けを進める里地里山の整備による生息環境管理の対策、鳥獣の捕獲や捕獲された個体の処理加工施設の整備などによる個体数調整の対策、防護柵の設置などによる被害防除の対策を総合的に支援するとともに、各都道府県、市町村が連携して取り組む広域的な捕獲を推進 ・ (鳥獣被害対策実施隊の隊員数)2025年度 43,800人 ・ (ジビエ利用量) 2025年度 4,000 t	・ 鳥獣被害防止総合対策交付金
(国民参加の森林づくり等の推進)	森林・林業が果たす役割等の普及啓発の促進	・ 企業・NPO等のネットワーク化、緑化行事の開催を通じた普及啓発活動の促進、森林環境教育や木育の推進、林業体験学習等の促進等を推進	・ カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
(内水面漁場・生態系の保全に対する理解促進)	内水面生態系の普及啓発	・ 国民に広く内水面生態系の重要性とその保全・復元を担う漁協の活動を広げる漁協による普及啓発活動を促進	・ 内水面漁場・資源管理総合対策事業
(金融の役割)	政策手法のグリーン化に向けた取組	・ 持続可能性の向上や環境保全に関するESG投資等を促進	・ みどりの食料システム戦略

2. 農林水産空間の保全・利用を推進する

(1) 農林水産空間の保全と利用を担う人材の確保と育成

SDGs								
GBF 2030ターゲット		9、11、20						

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
(農村地域における対策)	中山間地域等への支援	・中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援 ・(中山間地域等の農用地面積の減少防止) 2024年度 75,000ha	・中山間地域等直接支払
	農村環境を活用した取組への支援	・農泊に取り組む地域における実施体制の構築、観光コンテンツの開発、滞在施設等の整備等の一体的な支援を実施。また、子供が農山漁村で宿泊体験活動を行うために必要な受入側の体制構築や交流促進施設等の整備への支援を実施	・農山漁村振興交付金（農泊推進対策）
	スマート農業技術の社会実装の推進	・省力化や軽労化に資するロボット・AI・IoTなど先端技術を活用したスマート農業技術の社会実装の推進	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業
(山村地域における対策)	山村地域の活力維持に向けた取組	・(新規就業者（林業作業士（フォレストワーカー）1年目研修生）の就業3年後の定着率) 2025年度 80% ・林業の新規就業者の確保・育成に向け、就業ガイダンス及び林業作業士（フォレストワーカー）研修等に必要な経費を支援 ・健康、観光、教育等の分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出・推進の取組を支援。	・「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 ・新たな森林空間利用創出対策
(漁村地域における対策)	新規就業者の確保	・漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援 ・(新規就業者数) 各年度 2,000人	・経営体育成総合支援事業

2. 農林水産空間の保全・利用を推進する

(2) 農林水産空間の保全・利用の推進

SDGs	      
GBF 2030ターゲット	4、8、9、11、20

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
（農山漁村の活性化に向けた対策）	多岐にわたる生物多様性保全の取組	・ 農業・農村の有する多面的機能を次世代に継承し、その便益を国民が幅広く教授できるよう、集落内外の多様な人材・土地改良区等の組織と協力しながら、地域の共同活動への参加者を増加 ・ 地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみでこれら資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を支援 ・ （地域による農地・農業用水等の保全管理への延べ参加者数） 2025年度 延べ1,400万人・団体 ・ 世界農業遺産及び日本農業遺産について、情報発信を通じた認知度向上等の取組に対して支援	・ 中山間地域等直接支払交付金 ・ 多面的機能支払交付金 ・ 農山漁村振興交付金（農山漁村情報発信事業）
（里山林の継続的利用に向けた対策）	多様な主体による里山林への働きかけの推進	・ （森林ボランティア団体数）2025年度 4,582団体 ・ 森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民等による活動組織が実施する森林の保全管理等の取組を支援 ・ 森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を進める	・ 森林・山村多面的機能発揮対策 ・ 木材産業等競争力強化対策
（漁村環境の保全・利用の推進）	都市と漁村の交流・定住の推進	・ 滞在型漁村の確立・形成や国内外への漁村の魅力の発信を通じ、都市住民や外国人観光客等による漁村への訪問や漁村の人々との交流を促進 ・ （漁村の活性化により都市漁村交流人口）おおむね100万人増加	・ 農山漁村振興交付金

2. 農林水産空間の保全・利用を推進する

(3) 森里川海を通じた生物多様性保全の推進

SDGs	       
GBF 2030ターゲット	3、4、8、9、10、11、15、 18、20

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
（田園地域における生物多様性保全の推進）	田園地域や里山里山の環境整備の推進	・ 山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援 ・ （中山間地域等の農用地面積の減少防止）2024年度 7.5万ha ・ 生物多様性保全に配慮した環境保全型農業を推進	・ 中山間地域等直接支払 ・ 環境保全型農業直接支払交付金
（都市部周辺における生物多様性保全の推進）	都市農業の振興を通じた生物多様性の空間づくりの推進	・ 市民農園や農業体験農園の開設促進に向けた取組や都市住民の都市農業への理解醸成の取組等への支援により、都市農業の多様な機能の発揮を促進	・ 農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）
（森里川海の一体となった生物多様性保全の推進）	保安林の計画的な推進 漁場保全のための整備	・ 魚つき保安林など、公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進 ・ 環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援	・ 保安林制度 ・ 水産多面的機能発揮対策

2. 農林水産空間の保全・利用を推進する

(4) 生態系を活用した防災・減災の推進

SDGs	          
GBF 2030ターゲット	3、4、8、9、10、11、15、 18、20

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
生態系を活用した防災・減災の推進	農業・農村の強靱化の推進	・ 頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組を推進	・ 農業農村整備事業 （農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策）
	治山対策の推進	・ 保安林等における治山施設の設置、機能の低下した森林の整備、海外防災林等の整備を推進 ・ （適切に保全されている海岸防災林等の割合）2023年度 100%	・ 治山事業

3. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

(1) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

SDGs	       
GBF 2030ターゲット	4、5、9、13、17、20

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進	遺伝資源の収集・保全、利用 和食文化の保護・継承による農山漁村の活性化	・国内外の遺伝資源の収集・保存等を行うとともに、遺伝資源情報の統合的な管理を可能とするネットワーク（PGRJapan）を構築 ・（アジア地域等の未探索遺伝資源の収集・保存）2025年度 3千点以上 ・（耐病性や機能性等の有用形質を組み込んだ中間母本等の育成）2025年度 5点以上 ・（PGRJapanの構築を通じた遺伝資源の保存点数）2025年度 3万点以上増加させる見通しを立てる ・農業分野に関わる遺伝資源について、探索収集から特性評価、保存、配布及び情報公開を実施 ・新たな育種素材や新需要創出等に向けた優良個体の収集・評価技術の開発、樹種や器官に適した長期保存技術の高度化、生息域内に保存されている林木遺伝資源の動態把握、希少遺伝資源の保全に係わる調査を推進 ・気候変動等に対応した新品種の開発に必要な海外遺伝資源の取得や利用を円滑に進めるため、遺伝資源保有国における遺伝資源に係る制度等の調査、遺伝資源の保全の促進及び信頼関係の構築に向けた能力開発等を実施 ・ITPGRの「多数国間の制度」を通じて我が国の品種開発の発展にとって重要な植物遺伝資源の導入を円滑に推進 ・地鶏等の地域資源の安定的な活用資するPGCs（始原生殖細胞）を利用した家きん保存等技術の普及を推進 ・各地固有の郷土料理等の食文化の保護・継承に取り組むことにより、農山漁村の活性化につなげる	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業 ・農業生物資源ジーンバンク事業 ・森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 ・気候変動等に対応した海外遺伝資源の保全・利用促進事業 ・食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）拠出金 ・畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち家畜能力等向上強化推進 ・「和食」と地域食文化継承推進事業

3. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

(2) 遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保

SDGs					
GBF 2030ターゲット	9、13、17、20				

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保	遺伝子組換え農作物等の規制	・ 遺伝子組換え農作物等について、生物多様性への影響に関する科学的な評価を実施し、問題のないもののみ使用等を承認	・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）

4. 農林水産分野における地球環境保全への貢献

(1) 複数の地球環境課題の同時解決を目指す

(2) 気候変動と生物多様性

(3) 世界の森林生態系保全・再生への貢献



項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
複数の地球環境課題の同時解決を目指す	持続可能な食料システムの構築 持続可能な農林水産業に関する国際協力の推進	・「みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～」に基づく施策の実施 ・生物多様性や気候変動に関する国際的な議論に積極的に参加し、砂漠化防止、水資源の持続的利用、気候変動適応・緩和などの地球環境保全に積極的に貢献することを目指す	・みどりの食料システム戦略 ・CBD、IPBES、UNFCCC、IPCC等
気候変動と生物多様性	環境課題の一体的な取組の促進	・農林水産施策において、気候変動と生物多様性について、それぞれ独立して取り組むのではなく、相互のシナジーとトレードオフに留意した一体的な取組を促進	
世界の森林生態系保全・再生への貢献	持続可能な食料システムの構築 途上国の森林保全・造成等のための国際的支援 途上国の森林減少・劣化の抑制と持続可能な森林経営の促進	・農産物及び林産物の生産国と協力して農林業を含むグローバル市場の持続可能性を促進し、開発途上地域における森林の保全・造成に関する協力を推進するとともに、開発途上地域における森林の保全・造成に関する協力の推進や国際対話へ積極的に参画 ・途上国における森林保全・造成に関する技術・資金協力、違法伐採への対策、及び森林の整備・保全等による山地流域の強靱化に関する二国間の国際協力や国際機関を通じた多国間の支援 ・開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+（レッド プラス））の促進や森林の防災・減災機能の強化に資する技術開発や人材育成等を支援	・みどりの食料システム戦略 ・森林・農業・コモディティ貿易（FACT）対話 ・国連森林フォーラム（UNFF） ・モントリオール・プロセス ・国連食糧農業機関（FAO）拠出金 ・国際熱帯木材機関（ITTO）拠出金 ・国際林業協力事業 ・森林技術国際展開支援事業

5. 農林水産分野の生物多様性と保全・再生の取組を評価し活用する

(1) 農林水産空間の生物多様性にかかる調査・研究

SDGs	   
GBF 2030ターゲット	10、14、15

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
（農業生態系の生物多様性にかかる取組の推進）	農法の生物多様性への効果の評価方法の活用 生態系サービスの評価と効果的な農法の開発	・生物多様性の保全に貢献する農法の効果を水田の鳥類とそのえさ生物や植物を用いて評価する手法の活用を図る。 ・生態系サービスを適切に評価するため、土着の天敵や花粉媒介昆虫の機能を最大化するための研究を推進するとともに、これらを積極的に活用する栽培管理体系の開発を推進	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業
（森林生態系の生物多様性にかかる取組の推進）	森林資源のモニタリングの推進	・木材生産のみならず、生物の多様性、地球温暖化防止、流域の水資源の保全等、国際的に合意された「基準・指標」に係るデータを統一した手法により収集・分析する森林資源のモニタリングを推進	・森林生態系多様性基礎調査
（海洋生態系の生物多様性にかかる取組の推進）	資源動向等のデータの蓄積	・沿岸や外洋で漁獲される主要な漁業対象種の資源動向やその変動要因についての調査研究を継続し、データの蓄積を行う	・水産資源調査・評価推進事業

5. 農林水産分野の生物多様性と保全・再生の取組を評価し活用する

(2) 農林水産分野における生物多様性保全・再生の取組の見える化

(3) 金融やビジネスが活用できる生物多様性データ提供の検討

SDGs	   
GBF 2030ターゲット	10、14、15

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
農林水産分野における生物多様性保全・再生の取組の見える化 （サプライチェーンをつなぐ見える化の推進）	生物多様性の保全・再生の取組の見える化手法の検討	・生物多様性の保全・再生の取組の見える化手法の状況を調査・分析し、生産者や企業等の参考となる情報の提供を進める	・フードサプライチェーンの環境調和推進事業
（生きもののブランドと生物多様性）	生物多様性全体の保全・再生の促進	・生きもののブランドを検討する際に、地域の生物多様性戦略に留意しながら、地域や日本の生物多様性全体の保全・再生に貢献できるような活動を行うように後押しする	
金融やビジネスが活用できる生物多様性データ提供の検討	国際動向等の情報提供	・農林水産業・食品産業に関わる企業が、企業のESG評価手法や情報開示義務等に関する国際動向について必要な情報を適時に入手するとともに、企業評価に活用できる生物多様性データ提供を検討し、スムーズな移行を進められるように、関係省庁と連携して後押しする	・あふの環プロジェクト
	ESG投融資拡大に向けた関連施策の推進	・農林水産業・食品産業に関わる企業のESG評価の向上と投融資の拡大に向けた関連施策の推進	・フードサプライチェーンの環境調和推進事業